

第四百回 参議院大蔵委員会 會議録 第三号

昭和六十一年三月七日(金曜日)
午前九時三十二分開会

委員の異動

二月十四日

辞任

宮島 澁君

村沢 牧君

二月十五日

辞任

石井 道子君

岩上 二郎君

関口 恵造君

二月十七日

辞任

志苦 裕君

三月六日

辞任

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

岩上 二郎君

志苦 裕君

補欠選任

福岡日出磨君

宮島 澁君

伊江 朝雄君

補欠選任

村沢 牧君

補欠選任

佐藤 昭夫君

山本 富雄君

嶋崎 均君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

竹田 四郎君

多田 省吾君

伊江 朝雄君

岩助 道行君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

中村 太郎君

藤井 裕久君

國務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨六日、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

租税及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、参考人として日本銀行総裁澄田智君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

去る二月十四日の委員会におきまして、財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴取しておりますので、これより大臣の所信に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 最初に大蔵大臣に質問すべきであります。先ほど申し上げたように、公定歩合の問題がきょう決定をされるということで、澄田総裁にも御出席を願っておりますので、それから入りたいと、このように思います。

きょうの日銀政策委員会が公定歩合の〇・五％の引き下げを決定するという新聞報道でございますが、この辺について日銀総裁のお考え方を伺いたいと思います。

○参考人(澄田智君) けさの新聞各紙にいろいろな記事が出ておるわけでございます。公定歩合は、事柄の性格上、直前といえどもまだその前におきましては具体的なことを申し上げるということとは控えさせていただきます。今度でございますので、その辺の事情を御勘案いただきまして、私から具体的なことを申し上げるのは御勘弁いただきたい、かように存ずる次第でございます。

ただ、西独その他の国におきまして公定歩合が引き下げられました。こういうことを含めまして、諸般の事情を考えまして政策委員会にも諮ってみたい、かように考えている次第でございます。

○竹田四郎君 今度の場合、今までの公定歩合の引き下げとは私違ふと思うんですね。今度の公定歩合の引き下げというのは既に待たれていたわけでありまして、アメリカがいつ公定歩合の引き下げをやるのか、西ドイツがやるのか、しかも一月のロンドンのG5で金利の協調的な引き下げをやっているという話もついているというのはいくつに言われていることでもありますから、当然私は、澄田総裁、はっきりと今回はやりますと、このくらいでやりたいと思いますというのを、もうきょうの政策委員会でもやられるというんですから、今度の場合は言われてもいいと思うんですね。その点どうですか。

○参考人(澄田智君) 私の口から申し上げることは、先ほど申し上げましたような次第でお許しをいただきたいと思いますが、ニュアンスはかなり申し上げたつもりでございます。

○竹田四郎君 そのことをちょっと伺わないと次の議論に入っていけないものですからあえて伺ったわけであります。

そうすると、今度の利下げのねらいですね、ねらいというのは一体どこにあるのか。私特に伺いたい点は、確かに国際的な景気を引き上げていくとか、あるいは為替相場場の件とか、いろいろそういうところには及ぼす影響があるんですが、時間が

ありませんから、特に今度の利下げと内需拡大とどう結びつくかという点が必ずしも私はつきりわからないわけであります。国際的な関係はかなりわかるんですが、内需を〇・五%の引き下げによって具体的にどう引き上げていくか。今日の民間の設備投資も必ずしもはかばかしくない実態でありますし、一方、大口等の金利の自由化というのはかなり進んでいるわけでありますから、一体、〇・五%が内需拡大、特に民間の設備投資などに関連してくると思うんですが、その辺にどう響いてくるのか。既に日銀でも計算されていることであまりまじうから、その辺をはつきりひとつ示していただきたい。これは大蔵省でも結構でありますから、全体として〇・五%の公定歩合の引き下げが内需にどう影響していくか。

○参事(遠田智君) 公定歩合の決定は、常に景気、為替あるいは内外の金融情勢等を勘案して、その時点その時点で総合的にかつ機動的に判断をして決めるべきものでございます。

一月の三十日に〇・五%の引き下げを既に実行しているわけでございます。まだそれから一月ちょっとしかたっていないわけでございますが、諸般の情勢から、今後、今回の時点においてさらに公定歩合の政策が加えられるという事になれば、合わせて一%、こういう公定歩合の引き下げになる。一月末の公定歩合の引き下げもまだ効果はこれから期待されているところでございませう。そこにさらに加えられるというようなことになりますれば、それはいろんな面はございませうが、内需拡大の面におきましても相当な効果を期待できる、かように考えるわけでありませう。内需拡大の必要は私どもも現時点において非常に痛感を感じているところでございませう。内需が拡大することによって対外不均衡の是正にも資することができ、そういうふうな考えでいる次第でございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣どうですか。確かに、例えばこれによって累積債務国が金利が安くなってくるということで経済の活況が得られるというよ

うなことはこれはあり得ると思うんですね。しかし、内需を拡大するという今の日本の要請から見ますと、これはちょっとやっぱり、向こうの景気をよくしてこつちからまた出していかうということになると思うんですね。内需を拡大することによって向こうの輸入も多くなるし、国内で消費が多くなってくるということを見れば、国内で消費が少なくなると思うんですね。日銀總裁は目を外を向いて余り中を向いていらつしやらないのかどうかかわかりませうけれども、今のお話ですと、内需拡大ということにどうこれが結びつくのか、私はそれだけじゃないと思うんですが、もう少しいろいろ計算を当然されていると思うんですね。これは大蔵省でも計算されているだろうと思ひますし、日銀でもそのぐらいのことは計算していると思うんですね。急に起きたことではございませう。もういつかいつかということではみな待っていることですから、内部では計算していると思うんです。

大蔵省では、この〇・五%が内需拡大にどのくらい影響するということに踏んでいるんですね。○國務大臣(竹下登君) これは正確には総務審議官からお答えさせますが、先般一月三十日、それがいわゆる預貯金金利、短期プライムレートというものが実際として出てきたのは先週の月曜日、こういうことになるわけですね。二十六日かかりました、発表なすつてからそこへ行くのに。がしかし、その効果は、二回にわたる経済対策に加えてそれなりの効果を発揮するであろう、さらに、仮に近く近い将来公定歩合の再操作が行われたとすれば、私どもは可能な限りそのタイムラグを短くして、現実の市中金利の低下に影響するようなことを促進しなければならぬと思ひますが、それらのことを前提として、いろんな不確定要素はございませうが、総務審議官から今の勉強の結果を御報告いたします。

○政府委員(北村恭二君) 一般に、公定歩合の引き下げがございした場合には、貸出金利の低下といったようなことを通じまして金利水準全般の

低下というものが促されるわけでございます。こういうことが企業の収益の改善に結びつくというところを通じて設備投資等に好影響を与え、こういったようなことでございませう。したがって、こういうことで経済活動が活発化するというところを通じて景気の維持拡大に資するということが見込まれるわけでございますが、金利の問題でございませうから、かなり心理的な面ということもあろうかと思ひます。

したがって、これを定量的に私どもでそういう計算をしておるということではございませうが、今申し上げたようなことではかなり景気の維持拡大に資するのではないかと今ふうに考えているところでございませう。

○竹田四郎君 大蔵大臣、今の北村審議官のお話を聞いても、具体的にどうなのかということとはよくわからぬですね。確かに昔のような事象なら、公定歩合が引き下げればそれでずっと金利が下がって、そして銀行からの貸し出しもふえて設備投資がふえるというところなんですが、今必ずしも大きな企業は銀行から金を借りなくたって自己ファイナンスをやっているところが多いんですね。そういう意味で言え、金利の上がり下がりというのはまあ影響するでしょうが、銀行から借りてその投資するというのは要素はないわけでありませうから、余り金利というものは考えなくても大きな企業はいちやうかと思ひます。

特に、金利の問題で非常に問題になるのは、やっぱり私は中堅企業から下だろうと思ひます。その辺が金利の下がつた恩恵というものを感ずるようにならないと、やろうと思つた設備投資も控えてしまふ、将来もうかるという見通しがなければ控えてしまふというのが今の設備投資の状況だろうと思ひます。だから、金利が下がるからそれが設備投資へすくい、こういうものじや私今ないと思ひます。その辺をどう考えていると私は間違ひをまた犯すんじゃないだろうかと、こう思ひますが、どうなんでしょう。大蔵大臣その辺は。私は、設備投資と金利の問題とい

うのは昔と同様に考えるわけにはいかぬと思ひますが。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる金融の国際化、自由化というものが、大型金利の自由化の中でかつてのようによつての金利が公定歩合に連動するという要素からは、一般的に言われるのは、公定歩合というもののインパクトが従来よりも減殺されておるではないか、これは一般論として私もそれはよくわかる議論だと思ひます。しかし、いわゆる自己調達しますものにはいたしまして、現実、金利調整審議会で決める金利でないものにも、やっぱりそれに刺激を与えることは事実でございます。ですので、広い意味において、金利政策は直ちの需要に直接つながるものではないと思ひますが、やはり私は設備投資意欲等は刺激する効果は十分にあるのではないかと今ふうに思ひます。

しかし、今竹田さんおっしゃいましたように、中堅といひましようか、中堅以下が本当は一番市中銀行を当てにする、これは事実でございますので、これは私は、この前二十六日間のタイムラグがございましてけれども、あの二十六日間といつても、その前七十五日かかっておりますから、どつちかといへばスピードのかかった方だということも言えると思ひますが、より積極的に我々が、例えばきょう行為がなされたとすれば私は直ちに発議しなければならぬことになるわけですから、そういうことを万々おさおさ怠りなく行ひまして、それは郵政審議会もございませうけれども、非常にそのタイムラグ等を縮めていく努力をしたならば、やっぱり中堅以下のところはまさに銀行そのものを当てにしている設備投資計画などをお考えになるわけでございますから、それを刺激する効果はあるだろうというふうに思ひます。

○竹田四郎君 特に五月はサミットがある。だからそのサミットというもののの中で、さらに日本が内需拡大をやれ、こういう諸要求が各国から今も出ているんですが、さらにそれがエキサイトしてくるということは当然考えなくちゃならぬと思ひ

態でありますけれども、私はみんなそうだと思っております。そういうことの中で一体どこに内需拡大を求めているのか、外国の市場を当てにしない内需拡大をどこにつくっていくのかというのは国民的な課題であるとともに、私は政府としても大

責任のある問題だと思われたい。

そういう意味で私はお尋ねをしているわけでありますが、今のお答えの範囲ではどうも内需拡大への決め手というものが感ぜられない。これでは国民はいらいらすると私は思うんですね。その辺は早急に後の対策というものを考えるべきだと私は思いますし、それにサミットが追いつけてくるわけでありまして、大蔵私には対応を早くしなくちゃならぬ、こう思うんですが、その点はまあ聞いてもしようがないと思えますからこの辺でやめますけれども、総裁、その短観の結果はどうですか。もう恐らくきょう発表だということでありまして、短観の景気に対する企業者の見通しというふうなものもある程度出ていると思うんですね。正式な発表は別といたしますけれども、その辺の感觸はどうですか。

○参考人(登田智君) 今次の短観、これは二月時点における短観でございますが、公表はこれからでございますので、およその感じということでは申し上げますが、内需の面につきましては、個人消費の関連の業種、これにつきましては総じて底がたい動きを示しております。それから設備投資でございますが、これも電力など非製造業の伸びに支えられているという面がございます。全体として見ればなおそこそこの水準を維持している、こういう状況にうかがわれます。

ただ、円高化の進展に伴う輸出の減速、それから先行きの収益悪化懸念等から、企業の景況感、特に製造業がこの場合においてはそうであるわけでございますが、非製造業は、先ほど申しましたように、設備投資のみならず一般的にかなりしつかりした景況感を持っておりますが、製造業につきましては、まあ一段と前回の短観に比べまして不透明感というものが濃くなっている、こういう感じを受ける次第でございます。

この状況を見まして、今後の景況の展開につきましてでございますが、今まで進んできましたこの円高というものが景況全般にどういうインパクトをさらにもたらすのかという点とか、あるいは

その一方で、円高やあるいは原油の価格の下落に伴う原料その他のコストの低下等が経済全体にどのように浸透していくかなど、まだ短観でも不確定要因としてそういう点については出てまいっておりませんが、そういう今後の不確定要因も少なくないわけでございます。したがって、私どもとしてはこういう点も念頭に置きつつ今後の景気動向について注意深く見守ってまいりたい、そういうふうな印象を持った次第でございます。

○竹田四郎君 それから、将来の為替相場というのは、今大体百八十円くらいで、まあその辺の線では大きな動きはありませんけれども動いているわけですが、これはどんなふうにお考えですか。これを、まあこの辺でいいところへ来た、この辺でまあ定着してほしい、こういう気分でありまして、どうなんですか。

○参考人(登田智君) 私どもは、一般論といたしましては、一般的な方向と申しましょうか、一般的な方向といたしましては、対外均衡の是正という観点から、方向としての円高、これは望ましいというふうな考えでいる次第でございますが、しかしながら、ここまで進んでまいりまして、円高に対する産業界の対応といったことを考えますと、当面は為替相場が安定的に推移する、そういう基調になるということがより望ましいことである、こういうふうな考えでおります。

今後の見通し的なことになりまして、これは当事者でございますが私が見通しを述べるといようなことは、これは市場に無用の憶測を与え、混乱を与えるおそれがございますので、その点はお許しをいただきたいと思っております。

○竹田四郎君 最近、総裁も今のような発言をずっと続けているわけじゃなくて、随分あつちこつちで意見を申し述べて、それが為替相場に影響する事態というのは非常に多いわけでありまして、為替相場について日銀総裁と大蔵大臣は物を言っちゃいかぬ、こういうことを今まで言って、この場ではそういうことは余り言わないのに、ほかへ行つては適当に言つて相場を動かしているのが、私どもから見れば、そういうことを勝手におやりになつていて、我々が聞くと云えませんが、こういうのは私は余りいい態度じゃないと思うんですね。ほかでも黙つていらつしやればいい。そうじゃなくて、ほかでは誘導をするような発言を平気でなさっている。これじゃ私はどうも国会軽視じゃないかと思つて、ひとつ文句を言いたいところですがね。

まあ前々からサミットで、為替相場というものを安定する装置をつくらうじゃないかということ、最近では毎回サミットで議論をされておりますね。今度の場合もこれだけの為替相場の変動というのは日本だけじゃないと思うんですね。各国でやっぱり余り急激じゃないか。確かにおっしゃるように、円高を進めていかなくちゃならないというところは私も同様です。しかしやっぱりそのスピードがあると思うんですね。それれみんが対応できるような形で、追いついていけるような形でやつていかないといろんな摩擦が国内で起きてくる、あるいは国際的にも起きてくるわけでありまして、そういう意味ではまあ百八十円ぐらいいでしばらく安定してほしいというのは、私はそう思っているわけでありまして、余り急激に動くことを避けていくような装置というのはやっぱり必要じゃないんですか。管理的な変動制とかいうようなことも言われておりますし、前々からフランスあたりからはターゲットゾーン方式というふうなことも言われているんですが、その辺は今度はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱりちよつと歴史的に振り返つてみますと、ウィリアムズバーク・サミットのときに、通貨制度の機能の改善といますかそうしたことについて勉強してみろというものが首脳から我々大蔵大臣にのりたわけなんです。それで、どこでやるかということになりました。G5というものはあれ元来は非公式なものでございまして、それでG10というものがあつたんですから、そこで勉強をして、そうしてそれを今

ては適当に言つて相場を動かしているのが、私どもから見れば、そういうことを勝手におやりになつていて、我々が聞くと云えませんが、こういうのは私は余りいい態度じゃないと思うんですね。ほかでも黙つていらつしやればいい。そうじゃなくて、ほかでは誘導をするような発言を平気でなさっている。これじゃ私はどうも国会軽視じゃないかと思つて、ひとつ文句を言いたいところですがね。

IMFの暫定委員会、これへ持ち込んでこの四月また議論が行われる、こういう順番になつておりますので、したがつて私も若干対応の仕方に困つておりますのは、G10は私が議長でもありましたし、今度サミットに報告しなきゃならぬのが中間報告みたいなものになつていく。

ところが今先生がおっしゃつたように、やっぱり各国それぞれもう少し勉強もスピードを上げろやと、こういう空気もあるかと思つたのであります。が、せっかくの仕組みの外で、サミットだけでまたやるわけにもいかぬのだと思ひながら、折々私も私のカウンターパートとそれぞれパイプを通じて相談をしておるなかでございまして、けれども、恐らくやっぱり各国ともそういう環境が、もつと通貨調整の勉強しろやというふうな環境が整つておりますから、議論にはなるだろう。議論にはなりますが、首脳さんでございまして、すぐ今度我々大蔵大臣の方へおろして、また議論しろと。そうすると、我々がずっと引き続きやつておるスピードの上げ方というのはどういふふうにしたらいいのかなというように、これは私見を交えての話になりますが、私も行きつ戻りつ迷つておるというのが現状でございます。

したがつて、私も今までのこの結論から言いますと、無秩序な状態に対しては適時適切に介入することが適当であると考えておるということと、それから第一義的にはインフレなき持続的成長の方向で経済パフォーマンスの調和とともに経済政策の国際的な影響について十分な配慮を払う、すなわち経済政策の協調をやる、こういう二つは決まつておるわけでございますから、さらにそれを濃密に、いわゆる経済政策の調整を濃密にやるのが結果として正しくファンダメンタルズを反映することにつながるわけでございますから、新たに、かつてフランスの御提案、今御指摘のありましたターゲットゾーン構想というふうなところへもう一遍返つて議論するというふうな状態にはならぬではなからうか。いや、本当に行きつ戻りつ、私自身もサミットにおける通貨の議論

IMFの暫定委員会、これへ持ち込んでこの四月また議論が行われる、こういう順番になつておりますので、したがつて私も若干対応の仕方に困つておりますのは、G10は私が議長でもありましたし、今度サミットに報告しなきゃならぬのが中間報告みたいなものになつていく。

はどういうふうなリードしていいかということに迷つておることも事実でございます。

○竹田四郎君 ある数字のシミュレーションというのを私勉強させてもらいましたが、どうもこの円高、石油も安くなる、こういう形で日本の経常収支ないし貿易黒字というものはそう減つていかないんじゃないか。こういうふうな数字が、私これで見ていくわけでありまうけれども、石油が十五ドル、それから円が百七十五円という、これは金利は今までの金利でやっていると前提であります、そういうので見ましても、百七十五円になつてもこゝろ、二年の間貿易黒字というものはやつぱり減つていかない、むしろ実額ではふえていく、こういう事態になる。そこへまた日本の国内のデフレがあるということになれば、輸入が少なくなるといふことになれば、ますます貿易黒字というものはふえてくる、したがって経常黒字の方もふえてくるということ、日本の経済のパフォーマンスというものは、日本に外国から批判といふものはますます上がつてくるような気がするんですよ。

ですから、そういう円高とかあるいは石油の安くなつてきたようなことを頼りにしていくわけにいかぬと思ふんですね。だから、金融もここひとつ少し出番をやつてくれているわけですから、やつぱり最終的には財政の出番というものがもつと大胆に私はされなくちゃいかぬと思ふんですね。

今大蔵省は、六十五年の特例国債ゼロといううな、でももしない約束を一生懸命振り回しているんですが、それであるならいいですよ、幾ら振り回しても、できない相談を振り回して、国民だれも信じないようなそういうものをやつていても、むしろどうなんですか、国民はますます政府の言うことを聞かない。ですから、この際もう少し財政が、景気刺激のために減税もあるでしょう、六十二年に限らないと私は思ふんです、減税もあるでしょうし、公共事業をもう少しふやすということもあるだろうと思ふんですけれども、国

内の経済刺激を利下げやそういうものだけに頼つていふことはよくないんじゃないですか。

こういう状態で続ければ、これは大蔵省内部にもそういう議論があるというわけでありまうが、こゝろの税収だつてどうなるかわからぬでしょう。恐らく一、二兆の歳入欠陥が出るだろうと、こういうことはもう二、三日前の新聞にも既に出ていくわけですから、それがさらに私は進むと思ふんです。恐らくもつと多くなると思ふんです。さつきのシミュレーションでいきました、地方も含めて、中央、地方のバランスから見ただけ、そのバランスはよくならないんですよ。赤字になる方が多いんですよ、現実には。そうなつてきますと、この辺で、私は本年あたりが大きく方向転換をする年になつてきているんだと、こう思ふんですが、やつぱり頭として財政は出動しない、こういうことですか。

○国務大臣(竹下登君) まあ私もかたくななまでに六十五年の旗はおろさない、こういうことを言い続けておるわけでありまう。これはいろんな要素もございませう。必ずしも理路整然としてないじゃないかと言われたい点について一つは、たゞびおろしたる歳出入力に耐え切れなくなつて今までの努力が水泡に帰するんじゃないか、それはやつぱりおまえがきちんとしておればある程度抑え切れるんじゃないかという論理もございませうが、一遍ある種の増発、あるいは公共事業の建設国債を増発いたしますと、何分たゞこゝろの倍の五十二万の建設費というものがあつて、一遍出して、次の年は民間の景気がよくなつたから、さればそれは今度は減額しようというところは、それは大變な難事業になるわけでありまう。

したがつて、弾力的執行の中で、あれは五十七年からやらしていただきましたか、例のゼロ国債、いわゆる前倒し発注といふことを補正でつなぎながら今日までに至つた。しかし、こゝろの補正といふことになつて、これは今本予算を審議していただいておりますときに補正の話をすれば、補正を含めて出し直してこい、こういう議論に

なりまうから、もとよりそういうことはおくびにも出せる問題ではございませうが、弾力的執行といふことにつきます。私は、私はこれは念頭に置いてやらなければならぬ。いわば三月、もう三月になりまうけれども、三月の景気動向などを見ながらやつていかなくやらないと思つておりますが、大きくこの際政策転換をするといふことは、私はかたくなと言われざるが、頭張つておるといいますか、そういうのが現状でございませう。

ただ、竹田さんの心底の中には、財政、税制が出動しないでおつて、強いて言へば澄田さんと民活さんだけに任せて、おまえ一体どうしているんだと、こういう気持ちにはあらうかと思ふんです。私の心の中にも絶えずその自問自答はあるわけだ、ございませうが、こゝろを民活の問題についても相当な力を入れていかなくやらない。そういたしますと、今度は出てくる議論というのは、東京湾はすぐできるわけじゃございませうけれども、東京湾にしたらとこで、明石にしたらとこで、西空港にしたらとこで、言つてみれば都会中心の民活じゃないかという議論になる、地方はどうするかという、やつぱりそれには公共事業の傾斜配分といふようなのをあわせて考えていかなくやならぬ。それで、この間上げていただきました補正の執行に当たつては、かなり傾斜配分も考えていた、各省でございませうが、いただいた気持ちには私今持つておるところでございませう。

したがつて、これからの景気、経済情勢を見ながら、やつぱりいわゆる財政の出動と申しまして、執行段階でいろいろな目配りはしていかなくやならぬと思つております。ただ現実問題として、事業費が四・三%ふえておるといふのは、物価の安定しておるときでございませうが、私は実質的な効果はかつての四・三%とはかなり違った効果が出てくるものではなからうかというふうにも考へておるところであります。いずれにせよ、この三月の国会の議論、そして各種諸指標といふようなものが、四月の段階でいかに対応していく

かといふことの一番大きなポイントになることではなからうかといふふうに考へております。

それと、やつぱり総体的には、各国が合意していますのはインフレのない持続的成長というものを心がけよう、こういうことになつておりますので、財政の出動によつていささかもインフレ懸念を与へることだけはやつぱり慎んでいかなければならない。そういう狭い選択肢の中で苦勞しておるといふのが今日の現状でございませう。

それから、いま一つ御指摘なさいましたように、貿易収支ないし経常収支の問題でございませうが、円高による問題は確かにデメリットのほうは早く出ました。が、メリットのほうは、今すぐ計算できるのは電力とガスでございまして、他の輸入物価がすべて下がつていくという効果というのは、やつと百貨店でも円高バーゲンが行われるようになったら、やつとデパートでも一年なりかかつて初めて円高の今度はメリットが出てくる。今のところはデメリットとそれから円高の、いわゆる成約がキャンセルされないまでも、なかなかまとまらないといふようなデメリットの方が出ておりますが、メリットも私は必ず中長期的に見れば出てくる問題であらう。

貿易収支は、したがつて私、かてて加えて原油価格の値下がり問題があればこれはサミットでも説明がつくといへば、数字で見るときに、外国の一般国民から見れば、そんなに詳しく説明するわけじゃございませうから、日本はあんなことを言つてまたふえていくんじゃないかといふ議論は行われると思ひますが、少なくとも原油価格の下落に伴うその問題は十分説明の得る範囲のものじゃないかなといふふうに考へております。

○竹田四郎君 時間がありませんから、いろいろ伺いたいことはあるんですが、あと一つか二つしか伺えないだろうと思ふんです。

今度の円高、それから石油価格の低落ですね。これは石油価格だけではありまうと、国際的な

商品市況も非常に下がっているわけでありまして、輸入価格も全体としては下がっているわけでありまして、私の計算では、こんな調子でいきますと、石油だけで年間やばり四兆円ぐらいの差益というものが恐らく出てくるだろうと思えますね。それからほかのものの全体から見ますと十兆円の差益が出ると、いろいろ計算をされておるようでありまして、そのくらいは恐らく私の計算でも出てくるように思えます。そうしますと、もちろんこれだけ、十兆円なり四兆円なりの差益が出るというものは、逆に差損の人もある。このことは、全部が全部もうかったというわけじゃありませんで、それによつて犠牲を受けている人も非常にありますからね。だから、差益を得ている人に対しては何とかもう少し負担しろよという声というのは私出てくると思うんですね。

それだから、電力、ガスの差益還元という問題はあると思うんですが、これが適當かどうかは、前に一回電力の差益還元をやったことがありますが、けれども、年間を通じてたしか二百円ぐらいの、たばこ一個ぐらいだったと思えますけれども、そのくらいの還元だったわけでありまして、今度はあのときに比べますともう少し大きいような気がするんですが、これをもう国民的に還元する方法というのは大蔵省何か考えないんですか。利益を得ている人はこれは今ほくほくだらうと思うんですね。ところが円高デフレで困っている人はもう大変なものだと思ふんですよ。これは円高によるものだけではないと思ふんですけども、この間何か造船重機の人たちは、これはベースアップはやめたところから言わざるを得ないなどという、私も労働組合の経験はありますし、造船の経験もありますけれども、あんな情けないことはないと思うんですね。片方ではそのぐらい苦しんでいる人がいるわけですよ。

これは構造的な問題も含んでいると思ふんですけども、片方ではほくほくだということでは、これは極めて私は不公平だらうと思うんですよ。ですから私は、この際全体的にもう少しこの辺

の、これは個人個人の問題じゃないわけですよ、大きな政策の問題であるわけでありまして、平和相互銀行とは違ふわけでありまして、そういう意味では、政策によつて片方ではうんとほくほくの人がいるし、片方では非常に苦しんでいる人がいるわけですから、この辺は何らかの形で国民全体に還元をしていくようなことというものは考えられないですか。

○國務大臣(竹下登君) このいわゆる円高メリットの方の關係、電力会社というのはいつとも一番簡単に計算ができますので、一円の円高が百二十億円で、こういう一番簡単に計算のできる業種であります。が、かえて加えて原油価格そのものが下がってくる。が、私どもの立場からいいますと、これは終局的には、通産省いろいろ今協議していらつしやることを聞いておりますが、我々としては、半分は法人税で上がってくるなどはすぐ思ふのでございまして、少なくとも第一次の経済対策のときに通産省でお考えになったのは、電力会社の各種設備投資の前倒し、それから、かなりあれは規模を大きくした、電柱をぶつ払つて地下へ埋めるというやつでございまして、都会なんかは大変それは希望も多いし、これはいいことだと思つております。これをただ電力料金そのもので消費者に還元した場合は、かつてとは若干違ふにしましても、本当に何か少し返ってきたというだけで、いわば効果薄であつたということもございまいしょう。

したがつて、この問題は基本的には通産省におかれて、たしか五月の何日と言つていらつしやいましたが、見定めた結果これの対策は打ち出すというふうな方向にあるようでございます。

○竹田四郎君 それは電力、ガスは割合わかりやすいですね。そのほかのものだつてあるわけですよ。しかしなかなか現実には下がらない。どこかへたまつちやつてはいるわけですよ。私はそういうものに對して、国の財布が不如意のときでありますから、もう少し何か考へたらどうかと思ふんですよ。もうかつては人はいしだい込んで

て、人が苦しんでいるのが何しようが知らぬ顔して、売る物は今までと同じように、イメージが下がるからとか何とか言つて高く売りつけている。こういうのを直していくのが私は政府の役割だと思ふんですが、もう時間が来ましてから、別に御答弁は要りませんけれども、この辺の対策をやつてくれなければ国民の不満というものはますます私にはうつけさすと思ふんですよ。もう人に会つて、日本は世界一の金持ちの国だそうですが、我々の財布はちつともありませんよとみんなから言われるわけですよ、我々。その辺をびつとやばりやつてくれなくちゃいかぬと思ふんですよ。もう時間がなから御答弁要りません。

○委員長(山本富雄君) 澄田日銀総裁ありがとうございまして。御退席いただいて結構でございます。おきたいと思ふんですが、大臣が所信で言われた五つの課題のうちの二番目が財政改革の強力な推進という言葉です。その中で、「財政改革の目的は」と言われて、「我が国社会経済の活力を維持し、国民生活の安定と充実を図っていくことにあります。」と言われたわけでございますが、政府が財政再建を言い始めてから大分になるわけですよ。大蔵省は一昨年ごろから、財政再建という言葉から財政改革というふうに変つてきております。そういうふうに変つていくわけですよ。私はこれは再建と改革とはどう違ふのかよくわかりません。しかし何か後ろに意図があるのかどうか、勘ぐつた言ひ方をすればそういうふうな思つたわけでございますが、再建という言葉から財政改革へという変更は、大蔵省自体の財政に對する基本的姿勢が変更になつた、こういうことじゃないかと思つたんですよ。

つまり、今までは赤字国債と建設国債と色をつけてそして色分けをしていた。しかし現在は事実上それがなくなつてきた。したがつて、赤字国債依存体質からの我が国財政の再建、そういうものではなくて、国債に依存した財政運営への切りかえを始めた、そういうことで改革という言葉に直したんじゃないか。まあ下手な勘ぐりかもしれないが、そういうふうな受けとめざるを得ないような感じがたびたびいたします。だから、従来の財政再建路線というものを放棄して国債依存型の財政運営へ変換をした、こういうふうな受け取られるわけなんです、この点いかがお考えでございますか。

○國務大臣(竹下登君) 財政再建ということから財政改革へということは、やはり財政の対応力を取り戻そうという点においては私は一緒であると思ふのであります。が、むしろ歳出に對して、言つてみれば制度、施策の根本にまでさかのぼつた改革をやるうじやないか。高齢化社会も来たので年金の一元化とかいろいろお願いして。今度もまた老人保健法等をお願いして。将来の人口構造を見定めてもお国民が中長期的に安定して対応できるような制度の改革まで含めていこうじやないかというの、私は財政改革ということに變つた時点はそのように受けとめております。

私自身が財政再建、財政再建というときの大蔵大臣でもありましたし、財政改革ということになつてからの大蔵大臣でもありましたので、私の頭の中の整理はそこを以てして、私の頭のなかではあります。財政の対応力を回復するということとはそのときも今も變つておりませんが、なお予算を見ますとやばり、それは今いみじくもおつちやつていただきましたように、赤字国債と建設国債というものは確かに日本と西ドイツは割合に整理しながら考へておりますが、ほかの国は、赤字国債も建設国債も残高になつてしまえば同じことじゃないかと。そのとおりでございますので、そういうものの、国債残高が百四十三兆になるわけですから、この問題から考へると本当に利払い費が予算の最高でもございまして、ただ、今度には総予算に占める比率は減つてきております。

債依存体質からの我が国財政の再建、そういうものではなくて、国債に依存した財政運営への切りかえを始めた、そういうことで改革という言葉に直したんじゃないか。まあ下手な勘ぐりかもしれないが、そういうふうな受けとめざるを得ないような感じがたびたびいたします。だから、従来の財政再建路線というものを放棄して国債依存型の財政運営へ変換をした、こういうふうな受け取られるわけなんです、この点いかがお考えでございますか。

れども、なおその努力をせしめなければならぬ。

それだから、ここの仮定計算や中期展望なんか、株を売るやつまで初めてその中へ入れたものをお出しするようになったというところも、やっぱり残高も減らそう。だから、国債依存というのは本来後世代へのツケ回しにすぎないということを生懸命念頭に置きながら対応しておるというのが現状でございます。

○鈴木一弘君 今のお話からも、赤字国債と言おうと建設国債と言おうと残高になれば同じじゃないかというところは、実際問題、発行するときの手続と使い道が区分されておるわけですね。しかし償還になると、もう入ってきてから後の今度は償還の方法になれば同じになってしまふ。だから、六十一年度の一般会計予算で特色とされているのが、国債発行による歳入よりも国債償還の方が大きく上回ってしまったということですね。借換債がそこで十一兆円出てきた。とにかくそういうようなことで、国債は現実には二十二兆円発行ということですよ。そういう国債の利子払いか一部の元金の償還の支払いのために新国債を発行するという、こういうことがこれから先ぐるぐる繰り返されていく。ですから、赤字国債と建設国債とは違ふものだというそういう縦分けの定義よりも、これは何と云うても国債費として十一兆円の歳出が余儀なくされているということも私は物すごく大きい感じがしてならないわけです。

大臣が所信の中で、努力目標としては六十五年度に特別公債依存脱出とおっしゃっているけれども、本心は、やはり気持ちとしては、できればこれはもうどっちも一緒にして、国債費の利子払いはもうしなかならぬということもあるということになれば、これは財政法を改正して特別公債という表現を使わないで済むような国債の制度にしたというふうな考えでいるんじゃないか。どうも赤字国債、特別債、これを一つにするという時期がもう来ているというふうな、もう一つ別のことから申し上げるけれども、受けとめておるんです。

すが、その辺はいいかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、財政の節度というものからするならば、我が国と西ドイツの財政法の方が今でもやっぱりいいんじゃないかという気持ちは持っております。だから、大変不況だというふうなときにカンフル剤としての建設国債の増発によって対応していくというその政策はまた誤りでもなかった。だからやっぱり、今鈴木先生がおっしゃったように、発行するときは色は違ふが残高はなつてしまえば一緒だというのは事実でございます。昭和四十年の補正予算で初めて発行したときは、まああれは赤字とも建設とも、結果的には建設公債でしたが、あのときに二千億発行して、あれがまさに戦後最大の不況だと言われたオリンピックの翌年を乗り切る即効薬の効果があつた。

それからずっと建設国債でありまして、昭和五十年になって初めて赤字国債を出した。そのときは物すごく罪悪感があるから、まあ罪悪感という言葉はちよつと表現悪いんですが、何とかそれだけは五十九年まで、いや今の場合六十五年までにはそれはなくそうという一つの切目の努力目標になつておるわけがあります。しかし、建設国債は善玉だ、だからこれは何ぼ出していいという思想になりますと、本心に建設国債発行安易論というふうなものが出過ぎると、やっぱりこれはどっちも罪悪感にしておいた方が本当は孫子のためにはいいんじゃないかな、こういう論理もまた出てくるわけがあります。

しかし、先生御指摘、勘ぐりの御指摘と言つちや失礼ですが、もうやめちやおうじやないかと、そこまでは考えておりません。

○鈴木一弘君 今のお話で、確かに建設国債についても無制限というところは困りますね、それは戦前の臨時軍費になつていつちやうわけですか。そんな特別会計的になつたら大変でございますし、やめていただきたいと思いますが、そういう

う方向でなく運営してほしいと思います。

しかし、今の財政法の精神からいえば、どこまでも今の財政法は健全財政主義です。その建前に立っているわけですね。ですから国債の発行を禁止しているわけですね、はっきりと。そうして、ただし書きとして、特別の場合のみ公共事業の財源として、特別の場合のみ公共事業の財源の間にか特別の場合以外に全部なつてきたわけですね。けれども、その国債発行を認めているだけで、そして今度はやむを得ずということで特別債が別にできてきたわけですね、それは別法律になるわけですね。

こういうことから考えると、今の実態はどこまで行つても健全財政主義の現行財政法との間にはすこいギャップがありますよ、経済財政の全般見ても。内需の拡大といえは財政の出動を頼む、何かといえは財政の出動、それが全部公共事業と、こういうことになつてくると、特別の場合のみという公共事業の財源としての建設国債の発行を認めていこうというところは、今の現実の行政、財政それから政治の姿からいって、経済の実情からいって、すこいギャップがあります。だからこゝうなるとこれはどうしてもこのギャップをどこかで埋めなくちゃならないときが来るわけですが、この点再度伺ひたい。

○国務大臣(竹下登君) 確かにギャップがあるわけがあります。公共事業それから出資金等の公債発行の場合は国会の議決を経なければならぬ。だから特別の場合という意味でございますから、昭和四十年に初めて発行するときもインフレにならへんかというふうな議論をして、それが、いささか私の口から表現としては適切でないかもしれないが、気持ちの上でイージーになつて、特別の場合じゃなく当たり前の建設国債で、特別の場合なのが赤字国債だみたいな感じになつて、そこで残高がふえて、今御指摘なつたところ、利払いの方が国債の発行額よりも大きくなつてきた、こういう実態である。これをどういうふうにして埋めていくかということ、そこで、これは

さらに歳出の削減で埋めましようか、あるいは増税で、国民の負担増と言つた方がいかにもいれませんが、負担増で埋めましようか、いかがいたしましようかという問答を続けながら四年ぐらいたつておるんじゃないかと思うのであります。

そこで、若干新しい要因が出てきたとすれば、あつてNTT株を売らしてもらえという状態になつたから、ただ、決算も済んでいないのをここの予算にのけるのはどうかといういろいろ悩みましたが、いわば一定の前提を置いた評価をしたものであつてこれにのつておる。これはやっぱり残高減らし等々に、私は償還財源等には役に立つというものだと思ひますが、これもまだ一遍も実行には移してないわけですからどうなるかわからぬ。

そこで、一方今度は税の抜本という問題が出た。しかし、抜本改正はあらかじめ増収を意図して諮問すべきものじゃやっぱらないと思うのであります。したがって、ニュートラルな形で秋口に答申をしようだとして、それから政策選択の問題になつていく。日暮れて道なお遠しと申しますが、そんな感じでもって国民の理解を得ながら問題をつないでいかなきゃならぬ。まさに悩める毎日であるというところがあります。

○鈴木一弘君 悩める毎日とはよくわかりますけれども、やはり戦前の大蔵大臣を見ていても、体を張つてやらなければ財政運営は最終的にはできなかったわけですから、こういう点では大変な御心労だと思ひますけれども、やはりどう見ても私は財政法の改正の方向へ来ているんじゃないかと思うんです。

後で質問をいたしますけれども、現在は確かに六十年償還ですよ。しかし、これから先をちょっと見てみると、現金償還というか、定率繰り入れがずっと今度なくなつてきているわけですから、これがそのまま続いていくということになれば、現金償還額で、今言われたような株の売却収入益といつたってそんな何年も続くわけじゃないでしょうし、運用益はもろなくなるとなれば

ば、それは当然ほとんどが一般会計からの繰り入れをしなければならなくなるでしょう。現在のアメリカの国債と同じように、すべて国債費についても償還についても一般会計から入れなければならぬ、これはもう間違いないことです。今だって入れているわけですが、しかし定率繰り入れのものはもう望めないとなればそれしかないわけですから、そうすると国債整理基金の法律も要らないし、そうしなければもう四条も特例公債も必要ないわけですから、財政法はどうしても改正しなければならぬんじゃないかというふうに思われてならないわけですよ。いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 定率繰り入れを勘弁してくださいというのも毎年毎国会にお願いしてきておる。これもまたマンネリになっちゃいかぬ。だから減償制度の基本だけは持ち続けながら今日来た。

しかし、当初からの議論であったのが、定率繰り入れするためにそれだけ赤字公債を余計発行すれば同じことじゃないか、こんな議論は当初からあった議論ではございます。したがって、ことし予算繰り入れさせていただいたりして続いてきておるわけでございますが、私は、今六十年償還ルールというの、あれはもとと建設国債で道路が百年、何が何十年というので、アバウトに六十年というのが平均値だから六十年ということ、償却と合わせたような形でつくった。だから、これらについてももう少し弾力的に検討してみたらどうだという議論もあるにはございます。が、今また私は、財政法そのものに手をつけないでまだ頑張ってみようというのが現在の心境でございます。

○鈴木一弘君 今やるなんてことは言えないことはよくわかりますけれども、御承知のようにこれからまだ、恐らく六十五年度特例国債発行ゼロは不可能だろう。御努力が実れば私はこれはもう大拍手を送るんですけれども、どうもそういう発行ゼロは不可能じゃないか。また国債発行の減

額もこれから見通しがつかないと思うんですね。そうすると、その一方で、金融資産の総額は現在一千五百二十兆円、個人の金融資産だけで五百兆円ということだそうですから、今金融市場の中で百四十三兆円の国債が消化されているわけですよ。さらにいま一つは、昨年の一年間で個人の貯蓄が四十三兆円も増加している。こういうことから見ますと、財政、経済、金融、この三つの方から見ても、これは本当にもう一遍財政法を見直していかないと最終的には困ったことになるんじゃないかという感じがするんです。

つまり、国債の償還をどんどんしていく。で、買っている方々、貯蓄を金融商品に向けられるんですよ、金融資産にかえている人が多いわけですから。そういう買っている方は中国ファンを買おうと何買おうと、それが建設だとか何だとかなんて考えて買っているわけじゃありません。で、国債は国債でございますから。そういうこととから考えると、個人の一人一人の家庭の奥さんに至るまでが国債の発行に目をとんがらしたり、あるいは短国債はいつ出ますかというのが町のお医者さんまでが今情報をつかんでいる時代です。銀行より先につかんでいる。

そういうふうに変わってきているだけに、私はこれはやっぱりそういう三つのことから考えていっても、財政、金融あるいは経済、この三つの全体を見ても、ここで本気になって財政法を改正された方がよろしいんじゃないかと思うんですけれども、その点からはどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 財政法というのはやっぱり財政憲法でございますので、これは安易に変えまじやうというわけにいくものではございません。

が、今の財政、経済、金融、なかなか金融というものが、何と申しましょうか、当時とはうんと違つて世界的な力を持つだけのものになっておるところに、総合的にその財政法というか、財政のあり方、金融のあり方、その及ぼす経済のあり方という角度から勉強してみたらどうだという

御提言は、私もとても傾聴させていただく御提言だということまでは言えると思ひます。

○鈴木一弘君 いま一つ私が財政法を変えた方がいいと言ふのは、日本の国内的要件だけで経済、財政を運営していた時代と違つて、経済大国というか、場所によつては経済強国ぐらいに日本がなるところもあると思ひますが、そういう世界の経済、金融、なかなか金融に重大な影響を与える立場に日本は立っているわけですから、そういうことになると、その財政関連の法律それ自体もその点でいろいろ合わせていかなくならないんじゃないか、そういう法律の整備が必要じゃないか、こう思ふんですが、今度はそういう点はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる金融の肥大化、今おっしゃった金融強国とも言えるかもしれせん。そういう状態になったときにその役割というものも大いに変化がもたらしてあるから、財政そのものに対してその変化がもたらす影響をも含めて勉強課題だという問題意識はありがたい御提言だと。財政法と言われますと、そこまで突っ込んだお答えをするのはできないということであらうと思ひます。

○鈴木一弘君 次に、昭和六十年以降毎年二兆円から二兆五千億に上るような現金償還を結局しなきゃならぬわけですから、これは満期到来国債の六分の一を現金償還していくわけですよ。しかし、仮定計算では、先ほど言ったように、定率繰り入れを考へていて、そしてそれが二兆三千億とか二兆四千九百億とか出ております。しかしこれは今までのとおり恐らくやらないだろうと思ふんです。

そうなりますと、これから先の国債の償還が、借換債を出すにしても、ほとんどが一般会計からみんな現金償還でふら込んでいくことになりますと、これは六十年償還ではとても短いということになってくるんじゃないか。恐らく百年という大台の償還になるんじゃないか。つまり、国債というのはいま一遍発行したら絶対償還はしませんと、

我々生きている間はですね、その発行されたときに生きている人の時代にはもう償還はあり得ないというふうになつていくんじゃないか。これはどう計算してもそういう感じがするわけなんです。何度か何度か仮定計算、これは仮定計算ですから仮定の上で立っているわけですからあれですけれども、しかし、定率繰り入れをなくしてしまつたりなんかすると一体金どうするんだとなるわけですよ。

そうすると、やはり借換債自体、あるいは新規の建設国債にしても、これは六十年ということじゃなくて、これは特例債も百年なんという長さを持たなければもうできないんじゃないかという感じがしてならないんですけれども、そういう点はいかがですか。どうお考えですか。

○政府委員(小堀正臣君) ただいま先生から御指摘をいただきましたように、六十二年以降の公債の償還財源をどうするかという問題が、これまでに以上大変深刻な状況になっておりますことはそのとおりでございます。

先ほど大臣から御答弁もございましたけれども、今後の問題といたしまして、例えば電電株式の売却収入がどうなるか、あるいは今後の税収の状況がどうなるか、いろいろな要因もございまして、財政当局といたしましては、減償制度の基本を維持しながら、先ほど御答弁ございましたように、六十五年度特例公債依存体質の脱却を達成する道を何とかこれを求めながら、さしあたりましては、来年度予算編成の過程におきまして、ただいま御指摘の問題につきましてでもぎりぎりまで工夫、努力を重ねてまいりたい、ただいまそのようなお答えでございます。

○鈴木一弘君 大分深刻な答弁でございましたので、正直に伺つておきます。実際六十二年以降のことを考えると頭が痛くなるだろうと思ひますが、それはやはりそれで、今基本は維持しながらと言われました。大臣と同じことを言われたわけです。基本は維持しながらと言ひながら、現実今言われたような収収の増加は

ないでしょう、もうゼロサム社会になってしましたからね。それで、そうなるとうしても税金の増加はそれほど期待できない。

行革審議会の小委員会が一行財政改革の現状と今後の進め方」という報告書をまとめた。この中で言っていることは、社会保障関係の負担の増加、これは倍増するだろうけれども、租税負担率は上げるべきではないという報告が出ているわけですね。そういうことになりましたと、どうしても社会保障負担は二〇%までいくから、国民負担率は税と両方合わせて四五%だと。となれば、やはり税収の増加も求められない。今言われたように、六十二年、六十三年ということになればもう大変なことになってくるだろうというわけですね。だから、そうなるともちろん、先ほど竹田委員も御指摘がありましたような内需の拡大というのをどう図っていくかということになるわけです。それも、内需の拡大に財政の出動をどんどんというわけにはいかないと思います。やはりそうなる、現状から見てそれは無理でしょう。

そうなるとうするの。今大部分が金融資産に化けているという、いわゆるマネーゲームの社会になっているわけです。大臣の所信表明では、活力ある経済社会なんです。だから、マネーゲームの社会を活力ある経済社会にどう変えていくかということもこれは財政当局として本心に考えなきゃならない。今貯蓄志向が強いというのは、やはり何と云っても社会保障のおくれ、老人、医療、教育というようなそういうもの、この三つですね。老人と医療と教育のおくれ、教育に対する準備、そういうためにどうしても貯蓄をしなきゃならないということがあるわけですが、その一方で今度は余ったお金がマネーゲームに流れていく。これは言うまでもないことです。ですから、これはどうしても、大臣の言われたような経済の活力を維持して生活の安定をという活力ある経済社会は、マネーゲーム社会とはちよつと違ったものになると思うんですよ。そうすると、それに対して財政当局の立場からはこれは一

体どう対応しようとお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) マネーゲームあるいは財テク、これをどう活力に結びつけていくかというのがいわゆる民間活力の基本だと率直に思っています。よくISバランス論をやる方は、日本はこれだけの貯蓄があるわけだから、セービングスがあるわけだから、したがってそれに合わせて投資をすればいい。したがって、その貯蓄というものがどういうふうな民間活力の中でインベストメントの方へ向かっていくかということのポイントになる法律が構築されておるではないか。で、一つには東京湾の問題にいたしまして、当初議論として出たのが免税国債なんというのが出ましたけれども、マル優をまたもう一つつくるようなことじゃないかというので、私どもは非常にそれには反対いたしました。結果として出たのがいわゆる割引債をその企業が発行していく。これもやっぱり私はインベストメントにマネーゲームを結びつける一つの環境整備の方法ではないか、こういうふうな感じがいたしております。

今度の法律、きょう閣議決定しましたが、私も国会にずっとおりますので中身を詳しく承知しております。わけではございせんけれども、やはりそういうマネーがインベストメントの方へ回っていく一つの環境整備をされた法律であろうというふうに私なりに理解をいたしております。したがって、このことは、まずは規制緩和から始まるでございましょう。が、これは本心にどうでもやらなきゃならぬ課題だと思っております。そして、これが今後の日本経済を支えていく大きな柱になっていくべきものであると思っております。それから、老人、医療、教育、あるいは年金も含めての御意見でございしますが、この問題、好むと好まざるにかかわらず、いいことでございまして、すから、いわゆる長生きするように高年齢化社会というものが訪れてくる。その場合、世代間のアンバランスを感じないように今から長期の人口構造を予測しながら安定した制度に構築しておかなきゃいかぬというのが、今までの年金改革で

あるとか、今回お願いする老人医療であるとか、今までもいろいろやってまいりました医療全般の問題ではなからうかなというふうに考えておるわけでありませう。

したがって、今の御意見にもございましたように、四五%という一つの天井を定めた御議論でございまして、今のところ我々が整理して申し上げておりますのは、これは御案内のとおり、ヨーロッパのそれよりはかなり下のところへ国民負担率として位置づけよう、そこまではまだ、じゃ何ほか。あの当時のヨーロッパの負担率ときょうのまたヨーロッパの負担率は上がってきて、恐らく日本が今三六%でヨーロッパが五五%ぐらいでございましょう。だから、この四五%というようなものが適切だという判断の方もよくいらつしやいます。が、我々はそこまでまだ踏み込んだ議論は詰めていない。むしろ、今のようない意見が出たり国会でいろいろな問答がある中で、国民負担率として、国民自身が有る程度これならばというコンセンサスが那邊にあるかということはまだ見定めておる最中である、こんな感じでございます。

それから、これはちょっとお尋ねの外へ出る問題であります。日本がなぜ貯蓄が多いかという説明のときに、いろいろ議論いたしますと、今おっしゃったような問題でよく出てまいります。は、一つは、やっぱり教育熱心だからおまえの国はよく貯蓄する、これはそのとおりだと私は思います。実際問題。そして悪いことではないと思

います。それから二番目で老後保障の問題が出てまいりますが、ところがこの問題は、現在の水準は別にヨーロッパと大差があるわけでもない。だから、癖が、まあ癖といいますが、いい習慣が残っておるんじゃないかなというふうに私は申し上げております。その他、参考までについて申し上げますと、もう一つは、日本の給与体系は非常にボーナス比率が高いから、それで月給で暮らしてボーナスで貯蓄するというような傾向が強いんじゃないかと

か、あるいはもう一つは、貯蓄優遇税制という世にまれなるものが存在しておる、これが貯蓄が多い一つの要因ではないか。最後のところは、いつも言われますのは、おまえのところは国民負担率が低いから貯蓄がふえるのは当たり前じゃないか、こんな議論も行われておりますが、そういう議論をも紹介したりしながら国民のコンセンサスを求めていく努力を続けていかなきゃならぬかなというふうに考えております。

○鈴木一弘君 次に伺いたいのは、いわゆる公正、公平、簡素、選択という税制改革の言い方、これに活力が加わったわけでございますが、レীগンさんと同じようなことをおっしゃっています。が、シャープ税制以来の税制の抜本的な改革をしていくんだということをやるといふことだったわけですね。そういうふうな準備を進めているというふうに我々は受け取っておりますが、今国民の間にある税の不公平感というものは抜きたいものになっていきます。ですから年じゅうクロヨンとかトゴサンという不公平感が出てくる。払うことと不公平感とは物すごく違和感がありますから、公平感というものが一番大事です。

その改革に大変役に立つと思われたのが、サラリーマンのための重税感の解消、不公平感の解消、これが夫婦合算課税、いわゆる二分二乗方式だと思っております。ところが政府の税制調査会の答申で否定的な報告が出されたわけです。やはり内容等からいけば、自営業者が、専従者給与制度、みなし法人制度のものと合法的に分散所得が認められていくの、一方はそういうのは認められなというのとはおかしいというわけですね。逆に、夫婦合算課税の場合は全部一緒にしてまたかけられますから逆の場合もございまして、どちらにしても、そういうことから、いろいろ中高年齢層に減税効果が、現在の所得水準で所得税額を二乗してやっていくというふうになればそうなるだろう、そちらの方に偏るだろうということは言われますが、それはいろんなやり方を採用すればこれは不公平は生じないということになると思うんで

す。

私は大臣に伺いたいのは、たばこ消費税は税調の答申になかったのに今突然として出ました。したがって、二分二乗方式の夫婦合算課税問題についても、税調の答申になくてもおやりになるという道がもはや開かれたわけでありますから、その辺の御決意と、両方、またどう思っているのかわかるのかということをお伺いしたいんです。

○國務大臣(竹下登君) まず、ひとつ最初にやばりたばこのお話を申し上げなさいけれども、これは相済みませんという一語に尽きるんじゃないかと自分でも思っております。あれだけ政府税調を大事にいたしまして、その答申が出ないことには意見も差し挟みません、税調は神様でございます。こう言っておいて、税調の答申にないものをやって、後から追認してください、こういうことをやられたわけでございますから、私自身も、本心に竹下ほどの人間が思われているに違いないと実感いたします。

大体、これぐらいの変化をするときには、私は大概各方面へ一応の御説明は御説明してからでないかとやれる性格ではございませんが、ぎりぎり地方財政の問題で最後残が足りなくなつて、赤字公債の増発かどっちかと選択に迫られて、そこでたばこ、まさに臨時異例の措置として、と言っておまえ、毎年臨時異例の措置ばかりやっていくじゃないか、こういうことも言われながら追認をしていただいていた。したがって、各方面、企業も労働組合もあるいは各党の方にも何の相談もなしに、後からえろう済んまへんというような形で歩いたということは事実でありますので、これは手続が違法とは言えませんが、自分としては適切ではなかったという反省の上に立つておられることも事実であります。そこでおわびをしておられるわけでございますが、こればかりは早々とおわびしなさいとねと思ひまして、各委員会でも可能な限りおわびの機会をみずから探しながらお答えしておられるというのが現状でございます。

そこで、二分二乗問題でございますが、それは一番最初考えますと、ああこれでパートの問題解決ついたらどうか、いろんな感じはないわけでもございせんが、専門小委員会、ちよつと後から水野局長から御説明申し上げますが、そこでしつぱりと議論をしていただいて、その報告が、また専門小委員会、学者さんのものでございまして、出てきたわけでございます。新聞論調なんかを見ますと、やや否定的なものだというふうにも言われておりますが、やばり私が直観的に感じますのは、二分二乗というのは、それはいろんな仕組みはあるでしょうけれども、短絡的に考えた場合、専業主婦にメリットが余計当たるといふことについて、婦人の職場進出なんかをむしろ妨げることにもなりはせぬかなと、こういうところまで考えながら、これは直観だけの話でございますので、ちよつと興味もございまして、水野局長からその点は答えをさせます。

○政府委員(水野勝君) 先ほど大臣から申し述べましたように、専門小委員会の報告が先般出されたということでございます。その専門小委員会の報告にもございまして、この問題は、累進構造全体のあり方とか給与所得控除と密接に関連する問題でございますので、これでこの問題の検討が専門小委員会自体としても終わったとか、さらには税制調査会でこれを結論を出したというものはございせん。今後税制調査会特別部会なり総会でさらに掘り下げた検討がなされ、結論が導き出されるものではないかというふうに報告でも書かれていくわけでございます。

また、先生御指摘の事業所得者との関連につきましては、小委員会の報告の中では、それはやはり、事業所得者につきましては、青色専従者が事業に従事しているという事実がある、これを恣意的に分割しているだけ見るのはいかがか、しかしそれは給与所得者の場合にそこをどう見るかと、いろいろの議論がなされているところでございます。

○佐藤昭夫君 きようは所得税減税の問題で幾つ

かお尋ねをしたいと思います。減税問題は、国民の切実な生活要求であると同時に、国としても当面の焦点、内需拡大策の中心になる、こういう点でまず大臣の基本的見解を尋ねたいのであります。今日、減税をやらなければ累進税率の適用によつてわずかのベースアップでも実質的に増税になっている、可処分所得のこれに食い込むといふことは明瞭であらうと思ひます。

私もひとつ試算をしてみたいんですが、例えば年収三百万円の世帯、夫婦と子供二人、こういう世帯の場合、ベースアップ五%としても税負担は約一九・一%ぐらいいふえるんじゃないか、二割近くふえるんじゃないかという、これほど今日減税の問題は切実になっていると思うんですけれども、まずこの問題の切実度について大臣の基本的認識はどうでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 減税問題というのは、基本的に、シャッパ以来のゆがみ、ひずみ、重税感、重圧感、どこにあるか、そこから抜本的に議論をしていただく、こういうことになっているわけですが、最近、最近といひますか、それにかつて加えて、減税問題がすなわち消費の拡大につながり内需の拡大につながるという議論がまたそれにイーファンかかったような形で議論されて今日に至つておるといふふうに思ひます。が、税というものは、これは租税が主体で、国家財政、なかんずく歳入の原資は租税が主体であるべきであるといふことからは、これは税が主体であるべきであるという観点からいひまして、これは安定的な歳入確保のために最も必要なものでございまして、確かに、私もシャッパ先生と一月会つてまいりましたけれども、本人さん八十三歳ぐらいてございまして、お年をおとりになつておりましただけに、時代の重みと申しますか、歴史の重みといふものを感じてきたわけでございますけれども、それだけ長い間にいろんなやばりゆがみ、ひずみが出ておる。そしてその重圧感といふものがなかなか中堅給与所得者の方々にその声がかか

れば、やはり国会の議論も、昭和五十四年までの議論を見ますと物価が一番多いわけでございますが、それ以後がずっと税制の議論になつておりますので、やばりこの辺タイミングをとらえるべきだということから抜本諮問をした、そして御審議をいただいておりますのが現段階であるといふこととでございますから、まさに抜本見直しの時期が来たというふうに判断をしておるわけであり

す。

○佐藤昭夫君 そこで、減税問題の一つの柱になるかと思ひますが、課税最低限問題です。勤労者の課税最低限は現在二百三十五万七千円。大蔵省は国際的に見ても遜色はないといふふうに言っているんですが、しかしサラリーマンの生活の実態に照らしては重税感が非常に強い。特に生活費に食い込んで課税をされているというのがこの実態じゃないかというふうに思ひます。が、そこでこれも大臣の基本的認識をまずお尋ねをいたしますが、課税最低限というのは、本来、所得のうち基礎的な生計費、これには課税をしない、最低生活費非課税原則、こういう基本的な考え方に沿つて設けられた基準であるといふふうに思ひますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 課税最低限の性格につきましてはいろいろ議論のあるところでございまして、ただいまお話しのような、基礎的な生計費部分を課税対象外とするという機能が一つの機能であると言われているわけでございますが、そのほか所得再分配機能でございまして、その執行との関係でございまして、財政上の配慮、そうしたものをろの配慮で定められてきておるものと承知いたしておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 ところで実際はこの課税最低限は、標準世帯の場合さつきも言ひました二百三十五万七千円。この中には人的控除、それ以外に給与所得控除や社会保険料控除、これが含まれているわけでありまして、ところが給与所得控除というのは、サラリーマンの必要経費の概算控除的なそういう性格を持つものじゃないか。また社会保険料については、課

税対象ではないわけですが、給料から天引きをされるものであって、生活費には充てられることのできない部分だということで除外をして考えるべきものではないかというふうに私は思っています。したがって、課税対象から除かれるべき基礎的生活費、これと比較し得るという意味で、真の課税最低限、これは人的控除のみにとどめるべきではないか。すなわち一人三十三万円、四人家族ですと百三十二万円、こう考えるべきではないかというふうに思っています、この点どうですか。

○政府委員(水野勝君) 課税最低限、サラリーマンの場合でございますと二百三十五万円と申しております。これは、ごく普通のサラリーマン世帯で給与収入が幾らかあれば所得税がかかり始めるかということをお示しするという意味で、そういうものとして課税最低限という数字を申し上げていくわけでございます。これが特段基礎的な生計費であるというふうにも申し述べられてはいないわけでございます。その中には今もお話しの給与所得控除あり、基礎控除あり、配偶者控除ありで、とにかくこの金額を積み上げれば、そこからそこまでは所得税が課税されないという意味での課税最低限としてお示しされているものと思っております。

○佐藤昭夫君 しかし、今日実態は非常に大きな矛盾に達しているんじゃないかというふうに思っております。

その一例ですけれども、生活保護費というものがあります。これ自身は、最低生活を維持していくのに最低の点で保護をしていく、こういうことでつくられてきておる水準でありますけれども、六十一年度の標準世帯の一般地における生活保護費は百九十二万五千円です。ところが課税最低限は百三十二万円。こういうことになりましたと、最低保障すべき生活保護費、この基準よりも課税最低限の方が下回っている、三割以上も。これは大きな矛盾じゃありませんか。

○政府委員(水野勝君) 所得税の控除制度とそれから生活保護金額につきましてはいろいろ従来から

御議論があるところでございます。ただ、所得税の課税最低限なり所得控除、こういったものはそれぞれの個人の年間のフローとしての所得、そういったものをとらえまして、これに基礎的な生計費であるとかいろいろな要素から計算をされておるということ、先ほど申し述べたような性格のものでございまして、一方生活保護費の方は、これはその年だけのフローとしての収入なり所得ということだけでなく、資産とか生活上の能力あるいは親族における扶養関係、そういったあらゆるものを生活の維持のために活用して、その上で最低生活が営めないときに給付がされるというふうなものとして理解をされておるわけでございます。

したがって、所得税の所得控除の金額の水準なり課税最低限なりと生活保護基準とは性格が異なる点があるかと思っております。これを比較して論ずるということにつきましてはいろいろ問題があるかと私も思うわけでございます。

○佐藤昭夫君 課税最低限とい生活保護基準とい、それぞれ制度の歴史的経緯があるわけですから、答弁としてはそういう答弁をせざるを得ないということかと思っております。しかし、それならもう一つ角度を変えて、実際の国民の生活の実態に照らして今日の課税最低限が適切かどうかということ、いわばさっきから言っています課税最低限というのは、人間生活に必要な最低の衣食住に関する経費、これを保障するものじやなくてはならぬという点で、六十一年に総務庁が全国、全世帯についての家計調査報告というのをやっているんですね。

ここで問題の部分の数字を拾って見ますと、衣食住に関する最低生活ということで、食料費、住居費、光熱水費、それから被服・履物、この四つを拾ってその合計をとりますと、消費支出年額三百二十七万七千三百六十八円のうち、食料が八十八万四千八百二十円、住居費十五万二千二百三十二円、光熱水費二十一万二千六百八十八円、被服・履物二十三万五千二百七十二円、この四つを

合計しますと百四十八万五千十二円ということになるわけですね。そうしますと、この課税最低限百三十二万円がしというものは、およそこうした実態に基づく最低の生活のための支出、これに及ばない、それを保障するものになってない、こういう点が総理府のこの統計によっても明らかだと思っております。

そこで、もう時間が迫っておりますので、最後にもう一遍大臣にお尋ねをしておきたいと思っておりますけれども、生活保護基準というものと、今の国の政策の一つの構造になっておりますこれとの関係でも矛盾があるんじゃないか。生活の実態に照らしても最低生活を保障するというものになってないんじゃないかということをお指摘をしたわけでありまして、これから大いに税制のあり方について根本的な見直し、検討をやっていく、こういうこととありますけれども、減税問題の一つのかぎとしてこの課税最低限問題を大いに検討の俎上に上げて十分改善をすべき点は改善をする、こういう方向での検討を鋭意進めてもらいたいというふうな大臣に求めたいと思っております、見解はどうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる課税最低限の問題というのは、これは課税最低限と最低税率、最高税率というのは、所得税減税問題を議論されるときに最も恐らく中心に置いて議論される課題だといふふうに私も受けとめております。ただ、今先生おっしゃった物の考え方と税の専門家の物の考え方とは必ずしも一致するかどうか、そんなことまでは申すわけにはまいりませんが、基本的に課税最低限の問題というのはやっぱり大きなポイントになるであろうと思っております。

○佐藤昭夫君 終わります。

○栗林卓司君 同僚委員からも触れられた点ですが、内需の拡大問題について一言だけお尋ねをしたいと思います。

内需の拡大と言われるんですが、実際にどの程度の大きさの内需が要請され求められているとお考えになっておられるんでしょうか。お尋ねする

意味は、予算の前倒し執行がございまして、きょうは公定歩合も若干下がりましたが、それこれ対策を積み上げながらというんですが、積み上げたものが、求められている内需の拡大の規模に合うかどうか、その点の感じをお尋ねしたいんです。

○政府委員(北村恭二君) 内需拡大としまして既に二度の対策を講じております。第一回の十月十五日の対策では、全体のGNPという関係の経済効果を考えますと約四兆一千億ということでございます。いまは、また第二弾、昨年末の内需拡大の施策というのは約一兆五千億程度のものでございまして、こういったものが六十年度、六十一年度にならまして徐々に拡大効果を持ってくると思っております。

定量的にさらにどれだけの内需拡大という点につきましては、そのときどきの経済動向というものをしながら必要に応じて必要な施策を講じていくということになるかと思っております。

○栗林卓司君 所信を拝見しますと、「国際社会において、我が国の占める国際的地位にふさわしい責務を果たし、当面、財政金融政策の運営に当たって、課題を五つ挙げながら、その一つとして「世界経済発展への貢献」とお書きになっておりますが、この文脈の上に内需の拡大というのがあるんだと。

お尋ねする意味は、俗に機関車論と言われますね。今国際会議の席で機関車論は実は影を潜めてきたんだということをおっしゃる方がいるんですが、印象として、機関車論として実は内需の拡大が求められるということなのか、そうではないんだということなのか、その辺の感じはどうなんですか。

○国務大臣(竹下登君) 大体機関車論というのは確かに大きな反省を伴ったわけでございます。日本もやりまして、西ドイツもやって、そうしたら特にイギリス、フランス等が、かつて宗主国でございまして、日本や西ドイツがやってのけるに昔の親方がやらぬのはというふうなことで、結果

として出てきたのは、世界じゅうの高金利をもちまして開発途上国余計困った。だからそれも含めて、そして先進国もそれによって財政赤字をつくった。いずれにしてもよくなかったという反省は確かにあります。特に大蔵大臣の会議ではございませうね、それはどうしても。それがありません。

一方今度は、G5なんかで私もが内需拡大と言ふのは、あのときの考え方というのには、経済の実勢が正確に反映するような、ファンダメンタルズを正確に反映するようにするためには、介入というのはいわば作爲的な一時的なものであつて、基本的には内需中心の体質に変えなさいというのが日本に対する考え方ではなかつたかというふうに一応分けて整理はしております。

○栗林卓司君 平たく言い直しますと、内需拡大と言われているけれども、要するに国際社会で日本に求められているものは、もつと買つてくれということであつて、経済の規模が何%ふえなきや承知しないというふうなものじゃ私はないんだらうと思ふんですよ。

そこで問題は、「世界経済発展への貢献」の中で考へていまして、約五百億ドルに近い黒字を抱えておりますけれども、これは世界経済全体として見ると大きな不自然な状態でありまして、リサイクルリングをどうやってやるのか、この問題がありますね。もう一つは、とにかく買つてくれないか。買つてくれないかということになりますと、個人消費がどれだけ活性化していくのか、あるいは住宅あるいは公共投資、そういうものがどれだけ積極的に進むのかということではなからうかと思ふんです。そこで、いや公共事業だ個人消費だということになりますと何がしかのこれは財政面からのてこ入れはどうしてもせざるを得ない。

一方、リサイクルリングやるといふことになりまして、ファイナンス、金融的な仕組みでリサイクルリングしようとしても、相手は累積債務国がほとんどですから、とても物の役に立たない、結局はこれは援助ということになると思ふんです。

ね。それが予算面とされるかどうか。片一方は恐らく建設国債の増発問題でありますし、片一方は予算編成をどうするかということなんです。縮めて言いますと、その行間からにじんできますのは、これは増税しないことにはにっちもさっちも日本の国際的な責務は果たせないのではないか、こういった印象が強いんです。

確かに非常に難しい問題ですから、難しい問題は国民の理解を得ながら問題をつないでいかねばいかぬと大臣もおっしゃいましたけれども、確かに、つないでまいりまして、この数年間振り返つてみますと、同じようなことを伺つて同じようなことを答弁を求めて、何たることをしているんだらうかという感じが深いのがこの委員会でありまして、一歩も踏み込めないわけですね。これです。それこそ国民に負託された責務を果たしているのかと自責の念が甚だ強いのであります。

これは大蔵当局としましては、過度に政治的なセンチメンタルな問題ですから、扱いを間違へますと大変なことはよくわかるんですが、やっぱり踏み込んでいく努力をしていかないと、もうそこに来ているのであります。じゃ五百億ドルの黒字のままでいけるか、いけるわけはない。そうならリサイクルリングについて何がしかの日本の善意のあかしをつくらざるを得ない。しかも日本はやっぱり外国の一次産品を含めて買わざるを得ない。それをどうするかということですね。

これは大臣に御所見を求めるとお話しはありませんが、ぜひその面でも私は問題に踏み込んだ御議論を今後とも要請申し上げて、質問を終わります。

○野末陳平君 減税の財源もやはり真剣に検討されなきやならないわけですが、そのための一つとして、マル優問題が大分決着を迫られているところから来ていると思ひます。

私個人の考えですけれども、低金利になりましたマル優の魅力もある程度は薄れていて、あるいはお金マル優からほかの金融商品に流れていく、いろんな事情など考えまして、やはりこれは

今決断を早くして、廃止にするのかあるいは低率分離課税にするのか、その辺のことですね。大体低率分離課税で五%か一〇%ぐらいというふうな意見と、それから、その場合枠の管理がやっぱりつきまといますから、それよりも一律分離課税にしちやうて、二〇%なら二〇%取つちやうというふうな意見が大ざっぱに言うところあるようですね。二つに分かれるようですね。

まずこの低率分離課税なんですけれども、やはり枠の管理ということがずっとつきまといまして、それから名義の場合も今本人確認が大体手続は落ちついてはいるようなんですけれども、しかしこれを厳正にしていけるかどうか、そういう手間なども考えますと、むしろ一律分離課税の方がこの際いいかなという気もしたり、非常に結論が出にくいんです。私個人としても。

そこで大臣にお伺いしますが、この一律分離課税というものになった場合どういうところに問題点があるだろうか、その辺の御所見をお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 今御指摘なさつたようないろいろな問題がございまして、整理しましたのを主税局長からお答えさせますが、一律分離課税の場合には、所得税は本来担税力に応じた公平な負担を求めるものであつて、利子配当について包括的な総合累進課税の対象とすべきであるという部分から言つて逆の議論になるわけですが、まあお答えさせます。

○政府委員(水野勝君) もう基本的には大臣から御答弁ありましてございまして、一律分離、典型的な資産所得につきまして一律分離と、そこまで割り切れるかどうか、これはなかなか議論のあるところでございますが、いずれにしても、税制調査会が抜本改革の一環として検討はされております。ただ、この問題はやが後半の部類の検討課題でございますので、現時点ではまだ具体的な検討課題として取り上げられてはいないものでございます。

○野末陳平君 じゃ、どちらになるにせよまだいろいろな問題点あるんでしようけれども、このマル優にどうしても切り込んで、いわゆる非課税というのを低率の課税という、これだけはどうしてもしなさいかぬという、その辺で、大臣、これを結論を急ぐというふうなお気持ちですか、それともこれも税制調査会ですばらく議論があつてその後というふうなことでしようか。私は急ぐべきだ、早く大蔵省として態度を打ち出すべきだ、そう思ふんです。

○國務大臣(竹下登君) 諮問の仕方が、総理が、まずゆがみ、ひずみ、痛みはどこにあるか、こういうことからやつていけ。そこで今の進みぐあいを見ますと、所得税、法人税、そういうふうなところへ入つてきておりますが、この問題には率直に言つて今のところまだ入つていらつしやいません。

それで、秋までには総合的なものをなさなければいかぬわけですから、当然踏み込んだ議論があると思ひますし、一度はこれは税調としてはまとめられたことのある課題でございますので、さらに、新しい委員の先生方も入つていらつしやいます。が、いわば秋までの後半の課題といひますか、恐らく、三月とか四月とかを前半としますと、その後の濃密な議論の対象であらうという点というところでございます。

○野末陳平君 それやっていると遅くなつちやうて、減税減税というけれども、財源もないわ、マル優の今の問題が実現し、低率分離課税でも一律でもいいんですが、すぐにお金になるわけじゃありませんし、何か余りにもちよつとのんびりしているような気がして、それでちよつと焦つていっているか、後日私の意見を大体まとめて、どちらがいいかというのをまとめてまた質問したいと思ひますから、きようはこれで。

○青木茂君 極めて偶然ですが、野末先生との連係プレーにちよつとなつちやうたんですけれども、貯蓄課税の問題につきましてお伺いを申し上げます。

最近の新聞紙上によりますと、非課税貯蓄の口座数が一人五・五口、一世帯当たりでは十七・三口。私自身もこんなには持つてないし、これは一体どういふことなのかという事になりますと、どうもこの非課税貯蓄を運用していいのか、その脱税があると思わざるを得ない点がございいます。だからといって、少額貯蓄非課税制度の精神というものを僕は全然なくしてしまおうということも非常におかしい、本末転倒だと思います。

御承知のように、日本の家計貯蓄率はこれは世界最高、やはり貯蓄をせざるを得ない状況がある。日銀の貯蓄増強中央委員会あたりの資料を見てみますと、貯蓄目的は、老後の生活費に備えてというのが年々ふえていり、それは病氣、災害の備えというのに比べて第二位を常にキープしているという状況があるわけですね。そうすると、どうも高齢化社会に対する不安で貯蓄というものが老後とか不時の災害に備えるというような意味が圧倒的に多い。こういう状況を踏まえまして、こういう目的の国民貯蓄に対しては税制上のかなりの優遇措置を講ずるべきである。それができてからマル優の問題はどうするかという議論が出てこないといけないんじゃないかと私は考えております。

その意味で、これは私も不案内なんですけれども、アメリカにIRAですか、インディビジュアル・リタイアメント・アカウントですか、というようなシステムがあるというふうに聞いておりますけれども、これを大蔵当局の方から簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝彦) 御指摘のアメリカのインディビジュアル・リタイアメント・アカウントは、これはアメリカにおきまして、年間二千ドルまでを貯蓄と申しますか、その勘定に積みおろした場合には今度はその時点で課税になるという制度でございまして、一九七四年に創設されたものと聞いておるわけでございます。これは日本にもございませうけれども、適格退職年金制度その他適

格企業年金等、もろもろアメリカにもそういう企業での年金制度があったわけでございますが、そういうものを利用できない被用者等を対象としてこういった制度が設けられたというふうに聞いておるわけでございます。

この制度、約千六百万人ぐらいが加入しているということでございますが、その残高は三百六十億程度で、一人当たりになりますと一人年間二千ドルまではできるということにはなっておりまして、それほど大きく利用されているというふうにも見られないようでございます。

○青木茂君 そうしますと、この制度というのはある意味においてはサラリーマン老後対策優遇制度だ。そうするとこういうふうには理解していいんですか、今の御説明というものは、個人が退職後に備えて行う貯蓄、それは非課税でやって、そのかわり、これは老後目的貯蓄ですから、ある一定の年齢が来るまでは引き出せない貯蓄であるというふうに理解していいですか。

○政府委員(水野勝彦) 一定の年齢になりますと、支給開始年齢と申しますか、取り戻しが始まる、しかしそのときに今度はその分は課税になるということでございます。

○青木茂君 そうすると、所得税の一種の延期措置というふうには考えられるわけですか。

○政府委員(水野勝彦) そのように解釈できると思ひます。

○青木茂君 そこで、大臣にちょっと伺いたいというより一種の御提案に近いんですけれども、日本の国民がこれだけ老後に備えて、いわゆる高齢化社会の到来というものの不安を感じておる。公的保障、いわゆる厚生年金を中心とする公的保障制度も必ずしも老後生活費をフルカバーすると思えないような状況にあるということになりますと、私は、例えば、あくまでこれは例えばの話ですけれども、郵便局の定額貯蓄、あるいは老後貯蓄目的一本に絞っちゃって、例えば年間百万円までは完全非課税にする、そのかわり何歳までは引き出せない。しかも、国民がとにかく公的年金

の不足というものを自助努力で補おうとしているんだから、私は、年間非課税程度でなしに、政府の方で二％ぐらいの利子補給をするというぐらいの、いわゆる国民の自己努力に対する政治的愛情というのかな、そういうものを思い切つてやってみて、政府としてはこれだけ国民のことを考えているんだと、筋として、その前提でマル優ならマル優というものを一体どう考えるのかというように詰めの順序、論理構成の順序というものが僕は必要なんじゃないか。

つまり、冷たい論理だけで税制上の問題というものは判定したらやはり国民の不満感というものは残るんじゃないかという気がしてしょうがないんですけれども、大臣どういうふうにお考えでしようか。

○国務大臣(竹下登) 公的年金と私的年金との整合性を持った税のあり方ということにつきましましては、もう既に専門委員会までは持ち込んだ、そこで議論してもらっているわけでありまして、それはそれで一つおきましよう。

先生おっしゃるのは、アプローチの仕方として、こういうものを考えている、よって無差別なマル優はやめよう、こういうようなアプローチの仕方が国民の理解も得やすいんじゃないか。一つの私提案だと思ひますが、ただ、それを、郵便局というものはもうこれから引き出すと、これはまた大革命でございまして、それは相当議論のあるところであると思ひますが、その問題は別として、アプローチの仕方として、あくまでそういう制度上の愛情の問題として課税の問題とを組み合わせながら、具体的にどう組み合わせるかとは別として、考え方としてはそういう精神でアプローチした方がやりやすいぞよとおっしゃるその気持ちは私もよくわかります。

○青木茂君 私がこのシステムで考えることは、郵便局の定額貯蓄だけでなくいいんです。国民はとにかく老後に備えましていろいろ貯蓄やっているんだ、これはやっぱり私は、福祉国家とい

いながら、国の社会保障、これは困難な財政状態の中でいろいろ難しい問題をばらむと思ひます。しかしながら、老後を心配しているんだ、それに対して貯蓄する者には完全な非課税、これはほかの銀行を使つたていいし、いわゆるこのごろのマネーゲームの何を使つたていいわけなんですけれども、これもこれからの議論によることでしようけれども、とにかく国民の老後目的の貯蓄については完全に非課税にして、さらにプラスアルファ、私は利子補給二％と申し上げましたけれども、あるいはこれを利子補給でなしに生命保険の控除と同じように何か一つそこに所得控除的なものを上積みするというようなことでも私はいいと思ひます。

とにかく税制改正というのは、ここにございまして公平、公正、簡素、選択、活力、これは確かにそのとおりだと思ひます。そのとおりだと思ひんだけれども、国民に対する何か、愛情と言う言葉があれですけれども、いきなり計らいというのか、ドイツの税法に見られるようなクリスマス控除じゃないけれども、とにかくいきなり計らいというものが前提にないと税に対する僕は不満というものは依然として残るんだと思ひます。これはもうセオリーの問題じゃなしにかなりそれはエモーショナルな問題だと思ひます。むしろその方が今必要なんじゃないかと存じます。重ねてひとつ大臣。

○国務大臣(竹下登) セオリーの問題じゃなくエモーショナルな問題だと、だから非常に悪い言葉で言えばあめとむち、いい言葉で言えばいきなり計らい、政治のアプローチの仕方としては私もわかります。税の議論をするときには、セオリーがやっぱり先に立ちがちだということ、それから生保やらあいう年金に対する今も控除がございしますが、それらを含めて恐らく、公的年金と私的年金という性格の中では、今専門委員会というのは学者さんばかりでございまして、かなり議論を詰めていただいておりますのではないかと思ひます。

るのが今の感じでございますが、おっしゃる意味は政治家の議論です。それはわかります、私も。

○青木茂君 最後をお願いします。

セオリーの問題ならセオリーの問題だけで通すべきなんです。だから私は、この前の例の転作奨励金だってセオリー外れてるんじゃないかと云ったわけですね。いわゆる医師優遇課税だってセオリー外れてますよ。みなし法人なんというものは世界どこの国にもない、日本特有のセオリーなんです。だから、あるところではセオリー外しちゃって、あるところではセオリー優先ということでは困るんだと。

これはもう御答弁要りません。これで終わります。

○委員長(山本富雄君) 以上で大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(山本富雄君) 次に、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、本格的な高齢化社会の到来に備え、公的年金制度の長期的な安定と整合性ある発展を図るための年金制度改革に関する一連の法律改正が成立し、六十一年四月から国民共済の基礎年金の制度を柱とする新たな年金制度が実施される予定であります。このような制度改正を受けて、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設ける等、経理手続等に係る関係法律の諸規定を整備を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、国民年金特別会計法の一部を改正し、国民

民年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに、同勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、年金保険者たる共済組合からの拠入金その他の収入をもってその歳入とし、基礎年金給付費その他の諸費をもつてその歳出とすることとしております。

あわせて、厚生保険特別会計法その他の関連法律について、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山本富雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の質疑は後日に譲ることといたします。

三 ゴルフクラブ用のバッグ

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第六条の二及び第六條の三中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第六条の四中「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十二年三月三十一日まで」に、「行」うべきものとされている「を」を「行」つたに改める。

第七条の見出し中「アンモニア製造用原油の減税及び」を削り、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「原油又は関税率法別表」を「関税率法別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油又は同法別表」に、「昭和六十一年

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(関税率法の一部改正)

第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表の付表第三号を次のように改める。

三五% 第四二・〇 二号の二

年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とする。

第七条の二第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第二項」に改める。

第七条の三の見出し中「石油化学製品製造用揮発油等」を「石油化学製品製造用原油の減税及び石油化学製品製造用揮発油等」に改め、同条第二項中「第七條第五項」を「第七條第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「又は同表」を、同表に改め、「軽油」の下に「又は同号のA若しくはBに掲げる重油」を加え、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次

の三項を加える。

関税率法別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油(第三項において「原油」という。で、昭和六十二年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に於いて税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でエチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造の原料として使用され、かつ、その製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その原料として使用される数量に一キロリットルにつき五百三十円の割合を乗じて算出した金額に相当する関税を軽減する。

2 関税率法第十三条第三項から第五項まで及び第八項(製造用原料品の減免税の手續等)の規定は、前項の規定により関税を軽減する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「これと同種の他の原料品」とあるのは、「これと同種の他の原料品又はその製品の原料となるべき他の物品」と読み替えるものとする。

3 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、当該各号に掲げる原油の数量について第一項の規定により軽減した関税を、直ちに徴収する。ただし、同項の原油又は製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十条の規定により関税を徴収するときを除く)ものと

し、前項において準用する関税率法第十三条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。当該製造を終えず、又は届出をしなかつた原油

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所と同項に規定する製造を行い、又は前項において準用する関税

の三項を加える。

関税率法別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油(第三項において「原油」という。で、昭和六十二年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に於いて税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でエチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造の原料として使用され、かつ、その製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その原料として使用される数量に一キロリットルにつき五百三十円の割合を乗じて算出した金額に相当する関税を軽減する。

2 関税率法第十三条第三項から第五項まで及び第八項(製造用原料品の減免税の手續等)の規定は、前項の規定により関税を軽減する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「これと同種の他の原料品」とあるのは、「これと同種の他の原料品又はその製品の原料となるべき他の物品」と読み替えるものとする。

3 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、当該各号に掲げる原油の数量について第一項の規定により軽減した関税を、直ちに徴収する。ただし、同項の原油又は製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十条の規定により関税を徴収するときを除く)ものと

し、前項において準用する関税率法第十三条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む。当該製造を終えず、又は届出をしなかつた原油

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所と同項に規定する製造を行い、又は前項において準用する関税

定率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行ったとき。当該製造に供した原料

第七条の四第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第七条の五第三項中「第七条第三項ただし書」を「第七条の三第三項ただし書」に改め、同項第二号中「行ない」を「行ない」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九条から第十条の二までの規定中「第七条第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

第十一条第一項中「第七条第一項」を「第七条の三第一項」に、「第七条第四項」を「第七条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の三第四項」に改める。

第十二条第一項中「第七条第四項」を「第七条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の三第四項」に改める。

附則第五項ただし書及び表を削る。

別表第一(A)第一一・〇七号中「五%」を「無税」に、「三〇円」を「二五円」に改める。

別表第一(A)第二二・〇五号を次のように改める。

二二・〇五

ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

一 シャンパンその他のスパークリングワイン

二 その他のもののうち

容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの
シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒

その他のもの

一リットルにつき二八八円

一リットルにつき一七六円

三〇・四% (その率が一リットルにつき二四円の従量税率より高

いとき又は一リットルにつき一三二円八〇銭

の従量税率より低いときは、それ

ぞれ当該従量税率)

別表第一(A)第二九・〇一号中 二 不飽和環式炭化水素 (一) ブタジエン

三 芳香族炭化水素 (二) キシレンのうち
パラ・キシレン

無税
に改め、同号の

次に次の三号を加える。

二九・〇二

炭化水素のハロゲン化誘導体

三 オクタクロルテトラヒドロメタノインゲン(クロルデン)、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインゲン(ヘプタクロル)及びヘキサクロルヘキサヒドロエンド・エキソジメタノナフタリン(アルドリン)のうち
オクタクロルテトラヒドロメタノインゲン(クロルデン)その他のもののうち

四 塩化ビニル、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、二塩化エチレン及び四塩化炭素以外のもの

炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二 その他のもの

非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 飽和一価アルコール及びその誘導体 (一) プロピルアルコール

三 多価アルコール及びその誘導体 (二) プロピレングリコール

(三) その他のもの
アルコール

別表第一(A)第二九・〇五号の次に次の五号を加える。

二九・〇六

フェノール及びフェニールアルコール

一 単核一価フェノール

(一) 石炭酸 (二) クレゾール及びキシレノールのうち
クレゾール

(三) その他のもの

二九・〇七

フェノール又はフェニールアルコールのハロゲン化誘導体、スル

四・六%
一・六%
四・六%
四・六%

四・六%
八・四%
四・六%

四・六%
四・六%

無税

無税」を

二九・〇八	ホル化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 その他のもの エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 三 その他のもの (1) エチレンジグリコールモノアルキルエーテル (2) その他のもの 三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二 その他のもの ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エンド・エキソ・ジメタノナフタリン(デルドリッド)及びプロピレンオキシド以外のもの アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド 三 その他のもの	四・六%
二九・〇九	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エンド・エキソ・ジメタノナフタリン(デルドリッド)及びプロピレンオキシド以外のもの アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド 三 その他のもの	五・六%
二九・一一	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド 三 その他のもの	四・六%
二九・一四	モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 酢酸 七 その他のもの メタクリル酸並びにその塩及びエステル並びにリノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸及びカプリン酸並びにステアリン酸、オレイン酸、リノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸又はカプリン酸の誘導体並びにエチレンジグリコールモノアルキルエーテルアセテート、酢酸の塩及び安息香酸以外のもの 酢酸エステル その他のもの	三%
二九・一五	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・六% 六・四%
二九・二二	五 その他のもの 無水マレイン酸、フタル酸ジオクチル及びテレフタル酸エステル以外のもの アミン官能化合物 五 その他のもの ゴム加硫促進剤又はゴム老化防止用のもの フェニルアミノプロパン及びその塩 その他のもの(ナフトール染料顔色剤として使用するものを除く) 単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物 一 アミノアルコール カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 五 その他のもの 麻薬 その他のもの(ナフトール染料下漬け剤として使用するものを除く) ニトリル官能化合物 一 アクリロニトリル 三 その他のもの 麻薬及びフェニルアセトアセトニトリル以外のもの その他の窒素官能基を有する化合物	四・六%
二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 五 その他のもの 麻薬 その他のもの(ナフトール染料下漬け剤として使用するものを除く) ニトリル官能化合物 一 アクリロニトリル 三 その他のもの 麻薬及びフェニルアセトアセトニトリル以外のもの その他の窒素官能基を有する化合物	四・六%
二九・二七	ニトリル官能化合物 一 アクリロニトリル 三 その他のもの 麻薬及びフェニルアセトアセトニトリル以外のもの その他の窒素官能基を有する化合物	四・六%
二九・三〇	その他の窒素官能基を有する化合物 四 その他のもの エチルキサンテン酸塩、イソプロピルキサンテン酸塩及びアミルキサンテン酸塩 無税 に改め、同様の次に	四・六%
二九・三四	その他のオルガノインオルガニック化合物のうち有機砒素化合物以外のもの 別表第一(A)第二九・三五号に次のように加える。 一一 その他のもの 一・四・ジアザビシクロ(二・二・二)オクタン及びラクタム以外のもの	四・六%

別表第一(A)第三二・〇四号の次に次の四号を加える。

三二・〇五	有機合成染料(顔料色素を含む)、有機合成ルミノホア、蛍光白色染料及び天然あい	無税
三二・〇七	三 その他のもののうち 顔料色素 その他の着色料及び無機のみミノホア	四・六%
三二・〇八	五 その他のもの (1) 調製白色顔料(乾燥状態において酸化チタンの含有量が全重量の八〇%以上のものに限る。) (2) その他のもの 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品(窯業用のものに限る。)及びうわぐすり用のスリップ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの 二 その他のもののうち ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの以外のもののうち 金液及び白金液以外のもの ワニス、水性塗料、革の仕上用の調製水性顔料及びペイント並びに亜麻仁油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンブ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の注4に規定する溶液 四 合成樹脂を含有する塗料(一から三までに掲げるものを除く。) (一) 合成樹脂塗料のうち 水性エマルジョンペイント、合成樹脂ワニス及び絶縁ペイント以外のもの 一〇 その他のもののうち 人造プラスチックの溶液	四・八% 三・九% 三・二%

別表第一(A)第三三・〇一号中

三三・〇四	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。) 二 その他のもののうち 食品の原料として用いるもの以外のもの 調製香料及び化粧品類並びに精油のアキアスディステレート及びアキアスソリューション(医薬用に適するものを含む。) 一 香水、オードロンその他これらに類するもの 五 その他のもの (三) その他のもののうち 香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそり用の製品以外のもののうち 液状又はペースト状のもの(化粧水、ヘアトニック及びシャンプーを除く。) その他の形状のもの(シャンプーを除く。) 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤(調製したものにあっては、せつけんを含有するかどうかを問わない。) 一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は壓青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。のうち 調製潤滑剤(グリースを除く。のうち 石油又は壓青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%以下のもの	無税
三三・〇六	調製香料及び化粧品類並びに精油のアキアスディステレート及びアキアスソリューション(医薬用に適するものを含む。) 一 香水、オードロンその他これらに類するもの 五 その他のもの (三) その他のもののうち 香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそり用の製品以外のもののうち 液状又はペースト状のもの(化粧水、ヘアトニック及びシャンプーを除く。) その他の形状のもの(シャンプーを除く。) 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤(調製したものにあっては、せつけんを含有するかどうかを問わない。) 一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は壓青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。のうち 調製潤滑剤(グリースを除く。のうち 石油又は壓青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%以下のもの	五・三% 五・三% 五・八% 六・二% 六・二%

込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

に改め、同号の

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに 輸入されるもの		三・九%
二 その他のもの		三・七%
(一) カラープレート及びカラーフィルムのうち カラーフィルム(反転現像方式のものに限る。)		三・九%
昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに 輸入されるもの		三・七%
(二) その他のもの		三・九%
(1) 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに 輸入されるもの		三・七%
感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、 パーフォーレーションを有するかどうかを問わない。)		三・七%
一 映画用フィルム		
(一) カラーフィルム		
B その他のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの(ポジティ ブフィルムに限る。)		三・九%
昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日ま でに輸入されるもの		三・七%
(二) その他のもののうち エックス線用のもの以外のもの フィルムの幅が二五・四ミリメートルに満たないも の		三・九%
昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日ま でに輸入されるもの		三・七%
二 その他のもの		無税
(一) カラーフィルムのうち 一般用のもの		三・九%
昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日ま でに輸入されるもの		三・七%
(二) その他のもののうち 一般用のもの(フィルムの幅が三五ミリメートルのも の)		三・七%

のを除く。及びマイクロ写真用のもの(フィルムの幅 が三五ミリメートルのものに限る。以外のもの 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日ま でに輸入されるもの		三・九%
三 七・〇三		三・七%
感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないもの とし、現像してないものに限る。)		三・九%
一 カラー印刷紙		三・七%
(1) 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに 入されるもの		三・九%
映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、 サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックのみである かどうかを問わない。)		三・七%
二 その他のもの		
(一) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリメー トル以下のもの		無税
A サウンドトラックフィルム		無税
B その他のもの		無税
別表第一(ア)第三八・一四号に次のように加える。		
二 その他のもののうち 潤滑油用のもの		四・六%
別表第一(ア)第三八・一九号中		
五 触媒		
(一) その他のもの		無税
(2) 自動車の排気ガス浄化用のもの		三・二%
二 その他のもののうち 耐火性材料、ソーダ石灰、脂肪酸混合物の誘導体、電 気用炭素ブラシの素材(黒鉛に金属、炭素その他の材 料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にし たものに限る。並びに金属炭化物の固溶体及び混合物 以外のもの)のうち けい素を電子工業用にドーパ処理し、ディスク状、 ウェハー状その他これらに類する形状にしたもの		無税
に改め、同号の		

その他のもの（化学工業において生ずる残留物を除く。）

三・八%

次に次の二号を加える。

三九・〇一

フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の縮合物、重合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したものと及び線状分子構造のものを含む。）

一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）

（二） その他のもの

シリコンのもの

ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの

その他のもの（フェノール樹脂のもの、アミノ樹脂のもの、ポリエステルもの及びポリアミドものを除く。）

二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレーク

その他これらに類する形状のもの

（三） ポリエステル樹脂のもの

その他のもの

イオン交換樹脂のもの以外のもの

エポキシ樹脂のもの

ポリアミドのもの

その他のもの（アミノ樹脂のもの及びポリウレタンのものを除く。）

四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち

ポリエステルもの

六 その他のもの

その他のもの

アミノ樹脂のもの、ポリアミドのもの、ポリウレタンのもの及びエポキシ樹脂のもの以外のもの

ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸

ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物

一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）

（三） その他のもの

三九・〇二

五・二%

三・九%

四・一%

五・六%

四・六%

四・六%

四・五%

四・六%

五・八%

ポリ塩化ビニルのもの、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの、アクリル樹脂のもの、ポリ酢酸ビニルのもの及びポリブテンのもの以外のもの

二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレーク

その他これらに類する形状のもの

（三） ふつ素樹脂のもの

塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

（四） 塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの

（五） アクリル樹脂のもの

イオン交換樹脂のもの以外のもの

メチルメタクリル樹脂のもの以外のもの

（六） その他のもの

イオン交換樹脂のもの以外のもの

ポリスチレン共重合物のもの

その他のもの（ポリビニルアルコールのもの及びポリリニルブチラルのものを除く。）

四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち

ポリ塩化ビニルのもの

床用の板、タイル及びストリップ以外のもの

天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布したもの

その他のもの

六 その他のもの

（七） ふつ素樹脂のもの

（八） 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

B その他のもの

塩化ビニル樹脂のもの

床用の板、タイル及びストリップ

一次製品

その他のもの

（九） その他のもの

ポリビニルブチラルのもの

その他のもの

再生セルロース、ニトロセルロース及びアセチルセルロース以外のもの

可塑化しないもの

二 その他のもの

でん粉誘導体

別表第一（A）第三九・〇六号中

二 その他のもの

五・八%

五・八%

四・六%

五・八%

三・九%

三・四%

五・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

四・六%

四・一%

二 その他のもの (1) でん粉誘導体 (2) その他のもの	八% に改める。
別表第一(A)第三九・〇七号中 (一) その他のもののうち 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類するもの(管状のものに限る。)の製品	五・一% に改める。
(一) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品のうち 衛生用品、化粧品、装飾品、装身具、事務用品(学用品を含む。)、衣類、衣類附属品及び電気照明器具並びにローラーブラインド、ベネシャンブラインドその他これらに類する製品及びこれらの部分品以外のもの (二) その他のもののうち 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類するもの(管状のものに限る。)の製品	無税
四〇・〇八 ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び型材(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。) 一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの(紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。) 四〇・〇九 ゴム管(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。)	五・八% に改め、同号の
別表第一(A)第四〇・一一号の次に次の一号を加える。 四〇・一四 その他のゴム製品(加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除く。) 二 その他のもの	四・六% 無税
別表第一(A)第四一・〇二号を次のように改める。 四一・〇二 牛革(水牛革を含む。及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)) 二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (1) 三四二、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年	三・四% 無税
度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(三四二、〇〇〇平方メートルを下らない数量とする。以内のもの (2) その他のもの (一) その他のもの (二) クロムなめしのもの(半なめしのものに限る。) 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 七四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (ii) その他のもの	二〇% 無税
別表第一(A)第四一・〇二号の次に次の二号を加える。 四一・〇三 羊革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの (1) この号の二の(一)に掲げる羊革及び第四一・〇四号の二の(一)に掲げる羊革について、四三二、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第四一・〇四号において「共通の限度数量」という。)以内のもの (2) その他のもの	一五% 六〇% 無税
別表第一(A)第四四・二三号を次のように改める。 四四・二三 建築用木工品及び木製建具(プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。)	二〇% 六〇% 無税

- (1) 建具及び床柱
(2) その他のもの

別表第一(A)第四七・〇一号の次に次の三号を加える。

四八・〇一

紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)

- 二 その他のもの

(一) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

A 新聞用紙(碎木パルプを含有するもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。)

(二) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

クラフト紙及びクラフトライナー

昭和六二年三月三十一日までに輸入されるもの

昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの

板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)

白板紙、クラフト板紙及びクラフトライナー

昭和六二年三月三十一日までに輸入されるもの

昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの

昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの

- (四) その他のもの

A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る。)

B その他のもの

段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限る。)

一 段ボール及び波形紙

紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く。))に限る。)

三・九% 無税

三・一%

五・七%

四・六%

三・五%

三・五%

三%

二・五%

六% 五・二%

三・四%

- 一 けい線、線又は方眼線を引いたもの
(一) 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙
(二) その他のもの

- 二 その他のもの

(一) アートペーパー

(二) トレーシングペーパー

(三) パラフィンペーパー及びワックスペーパー

油紙

(四) リソグラフィックペーパー

(五) カーボンペーパー

(六) タールペーパー

(七) 接着剤を塗布した接着性の物品

(八) その他のもの

(1) 歴青物質を塗布したもの及びバライタペーパー

(2) その他のもの

(i) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙

(ii) その他のもの

1 昭和六二年三月三十一日までに輸入されるもの

2 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日までに輸入されるもの

3 昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までに輸入されるもの

無税

四・一%

二・五%

一・三%

六%

別表第一(A)第四九・二一号の次に次の一号を加える。

五〇・〇四

絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。)

別表第一(A)第五〇・〇九号の次に次の一号を加える。

五一・〇一

人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。)

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの

ナイロン繊維のもの(テクスチャード加工糸を除くものとし、よつてないもの又はより数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。)

芳香族ポリアミド繊維のもの(アラミド繊維のもの

三・四% 二・六%

五・八% 三・四%

二・五% 二・五%

三・九% 三・四%

二・五% 三・九%

四・六%

四・一%

二・五%

一・三%

別表第一(A)第五五・〇九号の次に次の二号を加える。 五六・〇一 人造繊維の短繊維（カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもののうち ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもののうち ナイロン繊維のもの 五八・〇二 じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。） 二 その他のもののうち 綿製のもの以外のものうち ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するもの以外のもの（人造繊維製のもので、タフトしたものに限り。） 別表第一(A)第五八・〇四号の次に次の一号を加える。 五九・〇一 ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネツプ 二 その他のもののうち ウォッディング及びその製品 別表第一(A)第五九・〇三号中 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限り。） 人造繊維製のもの 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限り。） その他のもの 別表第一(A)第五九・一五号の次に次の一号を加える。 五九・一七 紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品（通常機械に使用するものに限り。） 三 その他のもののうち 綿製のもの以外のもの 別表第二(A)第六四・〇二号を次のように改める。	四% 八% 八% 九・六% 一・五% 無税 無税 六・四% 四・二%
六四・〇二 履物（本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限り）とし、第六四・〇一号に該当するものを除く。） 一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもののうち (1) 甲が革製のもの（本底が革製、コンボジションレザー製又はゴム製のものに限り）とし、スリッパその他の室内用履物を除く。） (i) スポーツ用のもの (ii) その他のもの 昭和六二年三月三十一日までに輸入されるもの 1 この号の(1)の(i)の(ii)及び(2)の(i)に掲げる履物について、二、四、五三、〇〇〇足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（二、四、五三、〇〇〇足を下らない数量とする。以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの 2 その他のもの (2) その他のもの（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。）のうち 甲に毛皮を用いたもの（甲の一部に革を用いたものに限り。）及び甲が革製のもの 昭和六二年三月三十一日までに輸入されるもの (i) 共通の限度数量以内のもの (ii) その他のもの	二七% 二七% 六〇%（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 三〇% 六〇%（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

二 その他のもの

(一) 本底が革製のもののうち

甲の一部に革を用いたもの（スポーツ用のものを除く。）のうち

キャンパスシューズ

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

- (1) 共通の限度数量以内のもの
(2) その他のもの

その他のもの（スリッパを除く。）

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

- (1) 共通の限度数量以内のもの
(2) その他のもの

(二) その他のもの

別表第二（A）第六八・一四号の次に次の一号を加える。

六八・一六 石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。）のうち
炭素又は黒鉛の製品

別表第二（A）第六九・〇九号の次に次のように加える。

その他のもの（フェライト磁心（第八四類又は第九〇類に該当する機器に使用するものに限る。）を除く。）

別表第二（A）第六九・〇九号の次に次の二号を加える。

七〇・〇三 ガラスの球、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。）
一 石英ガラスのもの

二 その他のもの

七〇・〇七 板ガラス（色せせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもの、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は緑加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面を磨いてあるかどうかを問わない。）並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス

別表第二（A）第七〇・一九号の次に次の二号を加える。

七〇・二〇

ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品

二 その他のもののうち

七〇・二二 ガラス繊維のスライバー、ローピング及び糸以外のもの
その他のガラス製品

別表第二（A）第七一・〇三号中

二 その他のもののうち
合成のダイヤモンドのもの

一 機械用又は工業用に供するために形作つたもの

二 その他のもの

- (1) 水晶のものと及び合成のダイヤモンドのもの
(2) その他のもの

別表第二（A）第七一・一六号中

二 その他のもの

一 貴金属をめつきしたもの

二 その他のもの

別表第二（A）第七三・三五号の次に次の一号を加える。

七三・三八

通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品

二 その他のもののうち

家庭用品及びその部分品

別表第二（A）第八二・〇六号の次に次の一号を加える。

八二・一一

かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）
一 安全かみそり（刃入りのセットを含む。）
二 安全かみそりの刃（帯状のものを除く。）

別表第二（A）第八四・〇六号中

自動車用のもの

無税

一九%

四・六%
一・七%

無税

に改める。

無税

一二・五%

五・六%
一二・五% に改める。

三・九%

五〇銭

一枚につき

無税

航空機用のもの以外のもの（自動車用以外のピストン及びピストンリングを除く。） 無税に改める。

別表第一（A）第八四・〇八号中

（一）その他のもの
ガスタービン及びハイドロジェットエンジンの部分品 無税を

（二）その他のもの

無税に改める。

別表第一（A）第八四・一〇号中

かじ取り倍力装置用油圧ポンプ（ペーン式又はギヤ式のもので、バス以外の乗用自動車用のものに限る。） 無税を

燃料又は潤滑油の給油用のポンプ（給油所において使用する型式のもので、計量器付きのもの及び計量器が取り付けられるように設計されているものに限る。）以外のものうち
往復ポンプ（油圧ポンプを除く。）、回転ポンプ（油圧ポンプに限る。）及び渦巻ポンプ 無税に改める。

別表第一（A）第八四・一一号を次のように改める。

八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械 無税

（一）ポンプ

（二）真空ポンプ

二 気体圧縮機のうち
往復式以外のもので重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を除く。） 無税

三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち
ディーゼル機関用排気タービン過給機（自動車用のものを除く。）以外のもの 無税

四 一から三までに掲げる機器の部分品のうち
ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機のもの以外のもの 無税

別表第一（A）第八四・一二号中

二 その他のもののうち
定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの 無税を

二 その他のもの
定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの 無税

その他のものうち

エアコンディショナー（コンプレッサ式のものに限るものとし、ウィンドウ型のもの及びパッケージ型のものを除く。） 無税に改める。

別表第一（A）第八四・一五号に次のように加える。

二 冷凍機構を有する機械のうち

冷凍機（重量が一、〇〇キログラム以下のものに限る。）、
アイスクリームフリーザー及び製氷機以外のもの 無税

別表第一（A）第八四・一五号の次に次の一号を加える。

八四・一七

加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器（理化学用のものを含み、家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない。）並びに電気加熱式でない瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器のうち 無税

瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器以外のもの 無税

別表第一（A）第八四・一八号中

二 その他のもの
自動車のもの 無税を

一 遠心分離機及びその部分品のうち
遠心分離機（クリーム分離機を除く。） 無税に改め、同号の

二 その他のもの 無税

次に次の二号を加える。

八四・一九

清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に用いるものに限る。）、
充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベル
はり付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に用いるものに
限る。）、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及び皿洗機 三・九%

二 その他のもの

瓶詰め機及び家庭用の皿洗機以外のもの

八四・二一

噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかど
うかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び
消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにス
プレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その
他これに類する機器のうち 無税

無税

別表第一(A)第八四・二三号中 三 その他のもののうち 部分品 無税

三 その他のもののうち
くい打ち機、除雪機、ブルドーザー、アングルドーザー及びグレーダー(自走式のものであるかどうかを問わない)並びにこれら以外の機械で自走式でないもの並びに自走式のスクレーパー以外のもの
無税
に改める。

別表第一(A)第八四・三一号の次に次の一号を加える。

八四・三三
紙又は板紙の切斷機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械のうち
部分品以外のもの
無税

別表第一(A)第八四・五二号に次のように加える。

二 その他のもの
(一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。)
(二) 電子式簿記会計機
無税

別表第一(A)第八四・五三号を次のように改める。

八四・五三
自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械(データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。)、データ処理機械(符号化したデータを処理するものに限る。)、及び磁気式又は光字式の読取機(他の号に該当するものを除く。)
一 電子式デジタル自動データ処理機械(アナログ演算要素を有するものを含む。及びこれを構成する機器(電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。))並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械
二 その他のもの
無税

別表第一(A)第八四・五三三の次に次の一号を加える。

八四・五四
その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びとじ機)のうちワードプロセッサ及び謄写機以外のもの
無税

別表第一(A)第八四・五五号を次のように改める。

八四・五五
第八四・五十一号、第八四・五十二号、第八四・五十三号又は第八四・五十四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び付属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)のうち
第八四・五十一号及び第八四・五十四号に該当する機械のもの以外
無税

別表第一(A)第八四・五八号の次に次の二号を加える。

八四・五九
機械類(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)
七 その他の機械類及びその部分品のうち
(一) 機械類のうち
ドロマイト投射機、自動コイル巻機、密閉式連続マーガリン製造機、ペレット飼料製造機、ニューマチックマシン、船舶用のかじ取り機及び重合タンク並びにたばこ工業用、油脂工業用、木材用、金属用又は金属炭化物用の機械類並びに公共事業、建築その他これらに類する用途に使用する機械類並びにゴム工業用又はプラスチック工業用の機械類以外のもの
(二) 機械類の部分品
コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。)のうち
車両用の弁以外のもの
無税

八四・六一

自動車の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレンベアリング、はずみ車、プリー及びプリーブロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く。及び逆転機以外のもの)
無税

別表第一(A)第八四・六三号中

自動車の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレンベアリング、はずみ車、プリー及びプリーブロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く。及び逆転機以外のもの)
無税

自動車の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレンベアリング、はずみ車、プリー及びプリーブロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く。及び逆転機以外のもの)
無税

別表第一(A)第八五・〇四号に次のように加える。

その他のもの(部分品を除く。)

別表第一(A)第八五・〇九号の次に次の一号を加える。

八五・一二

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器(工業用又は理化学用のものに限り、並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器)

一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品

無税

四・六%

別表第一(A)第八五・一五号を次のように改める。

八五・一五

無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器(録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器)

一 ラジオ受信機(シャシを含む。)

二 テレビジョン受像機(シャシを含む。)

三 レーダーのうち

航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。及び船舶用のもの以外のもの)

四 その他の機器のうち

航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。)

その他のもののうち

テレビジョンカメラ、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器以外のもの

五 一から四までに掲げる機器の部分品

無税

別表第一(A)第八五・一五号の次に次の一号を加える。

八五・一七

電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の信号機器(第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当するものを除く。)

無税

別表第一(A)第八五・一八号を次のように改める。

八五・一八

固定式又は可変式の蓄電器

無税

別表第一(A)第八五・一八号の次に次の二号を加える。

八五・一九

スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホルダー、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は

接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器(ポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。並びに印刷回路、配電盤及び制御盤)

二 その他のもののうち

抵抗器(部分品を除く。)

その他のもの(電磁開閉器及びマイクロスイッチを除く。)

フィラメント電球及び放電灯(赤外線電球及び紫外線電球を含む。並びにアーク灯)

一 フィラメント電球のうち

赤外線電球以外のもの

三・四%

別表第一(A)第八五・二一号中

陰極線管

受信管以外のもの

光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品

光電池及び部分品

無税に改め、同号の

次に次の一号を加える。

八五・二二

電気機器(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。のうち

粒子加速器及びその部分品以外のもの

別表第一(A)第八七・〇一号に次のように加える。

二 その他のもの

無税

別表第一(A)第九〇・〇七号中

二 その他のもの

製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもののうち

医療用のもの

二 その他のもの

二・三%

次に次の二号を加える。

九〇・〇九

投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)

九〇・一〇

写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器(この類の他の号に該当するものを除く。)、感光式複写機

無税

(光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。)、感熱式複写機及び映写用スクリーン

一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち

二 現像、焼付けその他の処理に用いる機器

三 その他のもののうち

感熱式複写機又は感熱式複写機の部分品及び附属品並びに複写機(密着式の感熱複写機を除く。)

別表第一(A)第九〇・一三号中「光学機器並びにその部分品及び附属品

レーザー(理化学用のものを除く。)&及び光学機器並びにこれら

次に次の五号を加える。

九〇・一四 土地測量機器(写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行

用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、羅針盤及び測距儀のうち

気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器(理化学用のものに限り。並びにこれらの部分品及び附属品

医療用又は獣医用の機器(電気式のものを含む。))のうち医療用のもの

電気機器並びにその部分品及び附属品(単に電動機で動作するものを除く。))のうち

外科用のもの及び歯科用のもの以外のもののうち超音波診断装置

その他のもの

針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品以外のもの

歯科用のもの

九〇・一八 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器(ガスマスクその他これに類するマスクを含む。))のうち

人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器

九〇・一九 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器その他器

無税

に改め、同号の

九〇・二〇

官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。)&及びそれ以外の骨折治療具のうち補綴器並びにその部分品及び附属品並びに義歯以外のもの

エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器(写真用又は医療用のものを含む。)&並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御装置並びにエックス線検査用又はエックス線処理用の機、いすその他これらに類する物品

一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品

二 その他のもの

医療用のもの

エックス線コンビュータ断層撮影装置

その他のもの

四・六%

無税

三・四%

別表第一(A)第九〇・二四号中「圧力計

圧力計並びに液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度自動調整機器

別表第一(A)第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二八 電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。)

一 この類の注5(a)に定めるもののうち

二 この類の注5(b)に定めるもの

三 この類の注5(c)に定めるもの

四 この類の注5(d)に定めるもののうち

別表第一(A)第九二・一一号の次に次の四号を加える。

九二・一二 蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品

一 蓄音機用レコード

(一) フォノシートその他これに類するもの

A 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二

一・九%

に改める。

無税

○センチメートル以下のもの

B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二
○センチメートルを超えるもの

C 回転数が一分間につき四〇回を超え、五〇回以下のもの

D 回転数が一分間につき五〇回を超えるもの

二 蓄音機用レコード製造用の原盤(録音盤を含む)。

三 その他のもの

(一) 記録したもの

テーパーゲーム用具その他の室内用又は遊戯場の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む)。

三 その他のもののうち

ボウリングボール以外のもの

運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く)。

一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品

二 スキー並びにその部分品及び附属品

三 その他のもののうち

ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品、テニスラケット(ガットを張つてあるかどうかを問わない)並びに金
属製バット

万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く)。

一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル

(一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきし

六・四%(その率が一枚につき一〇円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率)

一枚につき
一五円六〇銭

一枚につき
六円四〇銭

一枚につき
八円四〇銭

一・七%

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

別表第二(B)第二二・〇四号の次に次の一号を加える。

二二・〇五

ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

二 その他のもののうち

容量が一五〇リットルを超える容器に入れたもの

一リットルにつき六四円

別表第二(B)第二六・〇一号を削る。

別表第二(B)第二九・〇一号中

(一) キシレン

一・六%を

〔別表第二(B)〕キシレンのうち
パラキシレン以外のもの

一・六%

に改める。

別表第二(B)第二九・〇二号中

三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘキサクロルテラヒドロメタノインダン(ヘキサクロル)及びヘキサクロルヘキサヒドロエンド・エキソジメタノナフタリン(アルドリッ)(のうちの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘキサクロル)及びヘキサクロルヘキサヒドロエンド・エキソジメタノナフタリン(アルドリッ)(のうちの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘキサクロル)及びヘキサクロルヘキサヒドロエンド・エキソジメタノナフタリン(アルドリッ)(のうちの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

別表第二(B)第二九・〇二号中

四 その他のもの

四・六%

を

(四) その他のもの その他のものうち アルコール以外のもの	四・六% を
別表第一(B)第二九・〇六号中 (一) 石炭酸 (二) クレゾール及びキシレノール (三) その他のもの	四・六% 一・六% 四・六% を
(二) クレゾール及びキシレノールのうち キシレノール	一・六% に改め、 四・六% を削る。
三 多価フェノール	四・六% を削る。
別表第一(B)第二九・〇七号中 二 その他のもの	四・六% を削る。
別表第一(B)第二九・〇八号中 三 その他のもの (1) エチレングリコールモノアルキルエーテル (2) その他のもの	五・六% 四・六% を削る。 四・六%
別表第一(B)第二九・〇九号中 二 その他のもの (1) ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エキソ・ジメタノナフタリン(デルドリン) (2) その他のもの	四・六% 四・六% 五・六% を
二 その他のもの ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エキソ・ジメタノナフタリン(デルドリン) プロピレンオキシド	四・六% 五・六% に改める。
別表第一(B)第二九・一一号中 三 その他のもの	四・六% を削る。
別表第一(B)第二九・一四号中 一 酢酸	三% を削り、 四・六%
七 その他のもの (1) メタクリル酸並びにその塩及びエステル並びにリノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸及びカプリン酸並びにステアリン酸、オレイン酸、リノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸又はカプリン酸の誘導体並びにエチレングリコールモノアルキルエーテルアセテート、酢酸の塩及び安息香酸	四・六% を
(2) その他の酢酸エステル その他のもの	五・六% 六・四% に改める。
七 その他のもの メタクリル酸並びにその塩及びエステル並びにリノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸及びカプリン酸並びにステアリン酸、オレイン酸、リノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸又はカプリン酸の誘導体並びにエチレングリコールモノアルキルエーテルアセテート、酢酸の塩及び安息香酸	四・六% に改める。
別表第一(B)第二九・一五号中 五 その他のもの (1) テレフタル酸ジメチル (2) その他のもの	六・四% 四・六% に改める。 六・四% を
五 その他のもの テレフタル酸ジメチル 無水マレイン酸、フタル酸ジメチル及びテレフタル酸 エステル(テレフタル酸ジメチルを除く。)	六・四% 四・六% に改める。
別表第一(B)第二九・二二号中 五 その他のもの (1) ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの (2) フェニルアミノプロパン及びその塩 (3) その他のもの	五・三% 六・四% 四・六% を
五 その他のもの ゴム加硫促進用のもの及びゴム老化防止用のもの並びにフェニルアミノプロパン及びその塩以外のものうちナフトール染料顔色剤として使用するもの	四・六% に改める。
別表第一(B)第二九・二三号中 一 アミノアルコール	四・六% を削る。
別表第一(B)第二九・二五号中 五 その他のもの (1) 麻薬 (2) その他のもの	六・四% 四・六% を
五 その他のもの 麻薬以外のもの(ナフトール染料下漬け剤として使用するものに限る。)	四・六% に改める。
別表第一(B)第二九・二七号中 一 アクリロニトリル	六・四% を削り、 六・四%

[illegible]

別表第二(B)第三三・〇六号中

一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの

五・三%を削り、

(1) 香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそり用の製品

六・六%

(2) その他のもの

六・六%

(i) 液状又はペースト状のもの

五・八%

(ii) その他のもの

六・二%を

香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそり用の製品

六・六%

その他のもののうち

液状又はペースト状のもの(化粧水、ヘアトニック及びシャンプーに限る。)

五・八%

その他の形状のもの(シャンプーに限る。)

六・二%に改める。

別表第一(B)第三四・〇二号中

一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤

六・二%を削る。

別表第一(B)第三四・〇三号を次のように改める。

三四・〇三

調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く)のうち

グリース

三・九%

その他の調製潤滑剤(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%を超えるものとし、切削油(温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるものに限る)を除く。)

四・六%

その他のもの(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%以下の調製潤滑剤を除く。)

四・八%

別表第一(B)第三七・〇一及び第三七・〇二を次のように改める。

三七・〇一

感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。)

一 エックス線用のもの

直接撮影用フィルム以外のもの

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・九%

昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・七%

二 その他のもの

(一) カラープレート及びカラーフィルムのうち

カラーフィルム(反転現像方式のものに限る。)

三・九%

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・九%

昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで

三七・〇二

感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パフォーレーションを有するかどうかを問わない。)

一 映画用フィルム

(一) カラーフィルム

A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの

(1) 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・九%

(2) 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・七%

B その他のもの

フィルム幅が三・五ミリメートルのもの(ポジタイプフィルムに限る。)

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・九%

昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・七%

(二) その他のもの

エックス線用のもの

(一) エックス線用のもの

カラーフィルムのうち

一般用のもの以外のもの

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・九%

昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・七%

(二) その他のもの

一般用のもの(フィルムの幅が三・五ミリメートルのものを除く。)

及びマイクロ写真用のもの(フィルムの幅が三・五ミリメートルのものに限る。)

昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・九%

昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・七%

一 カラー映画紙

(1) 昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・九%

(2) 昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までに輸入されるもの

三・七%

別表第一(B)第三七・〇三号中

別表第一(B)第三七・〇七号中

(1) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリメートル以下のもの	一メートル	を削る。
	につき七円	
(2) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	二〇銭	
(3) その他のもの	一メートル	
	につき一二	
	円	
B その他のもの	一メートル	
	につき七円	
	二〇銭	

別表第一(B)第三八・一四号中

二 その他のもの	四・六%	を
二 その他のもののうち	四・六%	に改める。
潤滑油用のもの以外のもの	四・六%	

別表第一(B)第三八・一九号中

(1) その他のもの	三・二%	を削り、
(2) 電気用炭素ブラシの素材(黒鉛に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。並びに金属炭化物の固溶体及び混合物)	三・二%	
(3) 耐火性材料、ソーダ石灰及び脂肪酸混合物の誘導体	四・六%	
その他のもの	三・八%	

別表第二(B)第三九・〇一を次のように改める。

電気用炭素ブラシの素材(黒鉛に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。並びに金属炭化物の固溶体及び混合物)	三・二%	に改める。
耐火性材料、ソーダ石灰及び脂肪酸混合物の誘導体	四・六%	
化学工業において生ずる残留物	三・八%	

三九・〇一 フェニール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステ

ルその他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の縮合物、重

別表第一(B)第三九・〇二を次のように改める。

(1) 縮合物及び重付加物(これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。)	四・六%
一 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。)	四・六%
(1) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー	
(2) その他のもののうち	
フェニール樹脂、アミノ樹脂、ポリエステル又はポリ	
アミドのもの	四・六%
二 塊、粉(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレーク	
その他これらに類する形状のもの	
(1) フェニール樹脂のもの	四・六%
(2) シリコンのもの	五・八%
(3) その他のもののうち	
アミノ樹脂、ポリウレタン又はイオン交換樹脂のもの	四・六%
三 ぐず	
(1) フェニール樹脂のもの	三%
(2) その他のもの	五・八%
四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち	
ポリエステル以外のもの	三・九%
五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、	
染み込ませ、被覆し又は積層したもの	四・八%
六 その他のもの	
(1) フェニール樹脂のもの	五・八%
(2) ポリエステル樹脂のもの	五・八%
(3) シリコンのもの	五・八%
(4) その他のもののうち	
アミノ樹脂、ポリアミド、ポリウレタン又はエポキシ	
樹脂のもの	五・八%
三九・〇二	
ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポ	
リスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸	
ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリ	
メタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び	
共重合物	
一 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解して	
いるものを含む。)	
(1) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー	四・六%
(2) ポリビネンのもの	四・六%

(三) その他のもののうち
ポリ塩化ビニル、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物、
アクリル樹脂又はポリ酢酸ビニルのもの
ポリブテンのもの
二塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレーク
その他これらに類する形状のもの
(一) ポリエチレンのもの

四・六％
六・二％
一キログラムにつき二
二円四〇銭

(二) ポリスチレンのもの
(1) イオン交換樹脂のもの
(2) 発泡性ポリスチレンのもの
(3) その他のもの

六・二％
四・六％
一・二％

(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもののうち
塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの以外のもの
アクリル樹脂のもの
イオン交換樹脂のもの
その他のもののうち
メチルメタクリル樹脂のもの
(六) ポリプロピレンのもの

四・六％
四・六％
四・一％
一キログラムにつき二
五円六〇銭
四・六％

(四) ポリビネンのもの
その他のもの
イオン交換樹脂のもの
その他のもののうち
ポリビニルアルコール又はポリビニルブチラールのもの

六・二％

三
くす

(一) ポリエチレンのもの
(二) アクリル樹脂のもの
(三) その他のもの

五・八％
五・八％
五・八％

四 接着剤を塗布した接着性の物品のうち

ポリ塩化ビニルのもの（床用の板、タイル及びストリップに限る）、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの（天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布したもの並びにそれ以外のもの（床用の板、タイル及びストリップに限る）、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン若しくはその共重合物、アクリル樹脂又はポリ

酢酸ビニルのもの
その他のもの（床用の板、タイル及びストリップ以外のもの（ポリ塩化ビニルのものに限る。）を除く。）
第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、
染み込ませ、被覆し又は積層したもの
(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの
(1) 一次製品
(2) その他のもの
(二) その他のもの
六 その他のもの
(一) ポリエチレンのもの
(二) ポリスチレンのもの
(三) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの
A 塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）
B その他のもののうち
塩化ビニル樹脂のもの（床用の板、タイル及びストリップに限る。）以外のもの
一次製品
その他のもの
(四) アクリル樹脂のもの
(1) メチルメタクリル樹脂のもの
(2) その他のもの
(三) その他のもの
ポリプロピレン又はポリスチレン共重合物のもの
その他のもの（ポリビニルブチラールのものを除く。）

三・九％
三・四％
四・六％
四・八％
四・八％
五・八％
五・八％
五・八％
四・六％
四・六％
五・二％
五・八％
六・二％
五・八％
四・六％
五・八％
五・二％

別表第二(B)第三九・〇三号中

ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）以外のもの
再生セルロース、ニトロセルロース及びアセチセルロース
その他のもの（可塑化したものに限る。）

四・六％
四・六％

別表第二(B)第三九・〇六号中

別表第二(B)第三九・〇七号中

(一) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品

五・八％

二 その他のもののうち
でん粉誘導体以外のもの

五・一％

を削る。

ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）以外
のものを
に改める。

四・六％

(一) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品のうち

衛生用品、化粧品、装飾品、装身具、事務用品(学用品を含む)、衣類、衣類附属品及び電気照明器具並びにローラーブラインド、ベネシャンブラインドその他これらに類する製品及びこれらの部分品

五・八%

に改める。

別表第一(B)第四〇・〇八号中

一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの(紡織用繊維の織物を単に補強のために結合したものを含む。)

四・六%

を削る。

別表第二(B)第四〇・〇九号を削る。

別表第二(B)第四〇・一四号中

二 その他のもの

三・四%を削る。

別表第二(B)第四四・二三号を削る。

別表第二(B)第四八・〇一号を次のように改める。

四八・〇一

紙及び板紙(セルロースウッドディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)

一 手すきのもの

二 その他のもの

(一) 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。)

B その他のもの

(二) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

B その他のもの

(三) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。のうち

サルファイトパルプを含有する包装用紙及びセミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙

その他のもの(クラフト紙及びクラフトライナーを除く。)

四 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。のうち

白板紙、クラフト板紙及びクラフトライナー以外のもの

三・四%

五・八%

四・六%

九・六%

八%

六・四%

別表第一(B)第四八・〇五号中

一段ボール及び波形紙

三・四%を削る。

別表第二(B)第四八・〇七号及び第五〇・〇四号を削る。

別表第二(B)第五一・〇一号中

(一) その他のもの

八%を

(二) その他のもの

ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるナイロン繊維のもの(テクスチャード加工糸を除くものとし、よつてないもの又はより数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。以外

八%

に改める。

別表第二(B)第五六・〇一号中

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの

八%を

合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの

ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるナイロン繊維のもの以外のもの

八%

に改める。

別表第二(B)第五八・〇二号中

二 その他のもの

(1) 綿製のもの

一三・四%を

二 その他のもの

綿製のもの

一三・四%

に改める。

その他のもの(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するもの以外のもの(人造繊維製のもの、タフトしたものに限る。を除く。)

九・六%

別表第二(B)第五九・〇一号中

二 その他のもの

三%を

二 その他のもの

ウオッディング及びその製品以外のもの

三%

に改める。

別表第二(B)第五九・〇三号中

その他のもの(芳香族ポリアミド繊維製のもの(電気絶縁用のものに限る。を除く。)

六・四%を

その他のもの(人造纖維製のものを除く。)

六・四%に改める。

別表第一(B)第五九・一七号中

- 三 その他のもの
(1) 綿製のもの
(2) その他のもの

五・八%
四・二%を

三 その他のもの
綿製のもの

五・八%に改める。

別表第二(B)第六八・一六号を次のように改める。

六八・一六

石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。)のうち
炭素又は黒鉛の製品以外のもの

四・八%

別表第二(B)第六九・〇九号中

触媒の製造に使用される触媒担体以外のもの

三・四%を

フェライト磁心(第八四類又は第九〇類に該当する機器に使用するものに限る。)

三・四%に改める。

別表第二(B)第七〇・〇三号及び第七〇・〇七号を削る。

別表第二(B)第七〇・二〇号中

二 その他のもの

四・六%を

二 その他のもの
ガラス纖維のスライバー、ローピング及び糸

四・六%に改める。

別表第二(B)第七〇・二一号、第七一・〇三号及び第七一・一六号を削る。

別表第二(B)第七三・三八号中

二 その他のもの

三・九%を

二 その他のもの
家庭用品及びその部分品以外のもの

三・九%に改める。

別表第二(B)第八二・一一号中

- 一 安全かみそり(刃入りのセットを含む。)
二 安全かみそりの刃(帯状のものを除く。)

三・八%
一枚につき
一円を削る。

別表第二(B)第八四・〇六号中

その他のもの(自動車用のものを除く。)

二・四%を

その他のもの
ピストン及びピストンリング(自動車用のものを除く。)

二・四%に改める。

別表第二(B)第八四・〇八号中

(二) その他のもの
ガスタービン及びハイドロジェットエンジンの部分品
以外のもの

三・四%を削る。

別表第二(B)第八四・一〇号中

その他のもの(かじ取り倍力装置用油圧ポンプ(ベーン式又はギヤ式のもので、バス以外の乗用自動車用のものに限る。))を除く。

二・九%

その他のもの(往復ポンプ(油圧ポンプを除く。)、回転ポンプ(油圧ポンプに限る。))及び渦巻ポンプを除く。

二・九%

に改める。

別表第二(B)第八四・一一号を次のように改める。

八四・一一

気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。))並びにファン、送風機その他これらに類する機械

一 ポンプ

(二) その他のもの

二 気体圧縮機のうち

往復式のもので重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの(ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を除く。)

四・六%

その他のもの(往復式以外のもの重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの(ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を除く。))

二・九%

三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち

ディーゼル機関用排気タービン過給機(自動車用のものを除く。)

三・四%

四 一から三までに掲げる機器の部分品のうち
ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機のもの

三・四%

別表第二(B)第八四・一二号中

定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの以外のもの
エアコンデショナー(コンプレッサ式のものに限るものとし、ウインドウ型のものを除く。)

二・四%
三・二%を

定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの以外のもの

エアコンディショナー（コンプレッサー式のもので、パッケージ型のものに限る。）

その他のもの（エアコンディショナー（コンプレッサー式のものに限るものとし、ウインドウ型のもの及びパッケージ型のものを除く。）を除く。）

二・四％
に改める。

三・二％

別表第一（B）第八四・一五号中 二 冷凍機構を有する機械

二 冷凍機構を有する機械のうち

冷凍機（重量が一〇〇キログラム以下のものに限る。）
アイスクリームフリーザー及び製氷機

二・九％
に改める。

別表第一（B）第八四・一七号を次のように改める。

八四・一七

加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器（理化学用のものを含み、家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない。）並びに電気加熱式でない瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器のうち
瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器

四・八％

別表第一（B）第八四・一八号中

一 遠心分離機及びその部分品
二 その他のもののうち
自動車用のもの以外のもの

三・四％
三・四％
を

一 遠心分離機及びその部分品のうち
遠心分離機（クリーム分離機を除く。）以外のもの

三・四％
に改める。

別表第一（B）第八四・一九号中

二 その他のもの

三・九％
を

二 その他のもののうち
瓶詰機及び家庭用の皿洗器

三・九％
に改める。

別表第一（B）第八四・二一号を次のように改める。

八四・二一

噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器のうち
噴射用、散布用又は噴霧用の機器（ニューマチックマシンを除く。）以外のもの

三・四％

別表第一（B）第八四・二三号中

その他のもの（部分品を除く。）
二・九％
を削る。

別表第一（B）第八四・三三号を次のように改める。

八四・三三 紙又は板紙の切斷機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械のうち
部分品

三・四％

別表第一（B）第八四・五二号を次のように改める。

八四・五二

計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

一 電子式デジタル計算機構のうち

計算機本体並びに磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機以外のもの

一一％

二 その他のもの
(一) その他のもの
計算機

電動式計算機（三則以上の計算機構を有するものに限る。）
その他の電動式計算機
その他のもの
簿記会計機のうち
電子式簿記会計機以外のもの
三則以上の計算機構を有するもの
その他のもの
金銭登録機

五個以上の集計装置を有するもの
その他のもの
その他のもの

四・八％
二・九％
三・四％

四・六％
四・八％

四・八％
三・九％
三・九％

別表第一（B）第八四・五三号を削る。

別表第一（B）第八四・五四号及び第八四・五五号を次のように改める。

八四・五四

その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びじ機）のうち
ワードプロセッサ及び謄写機

三・四％

八四・五五

第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）のうち

第八四・五一号又は第八四・五四号に該当する機械のもの

三・四％

別表第一(B)第八四・五九号中

(一) 機械類	
(1) ドロマイト投射機、自動コイル巻機、密閉式連続マーガリン製造機及びペレット飼料製造機並びにニューマチックマシン	三・四%
(2) 船舶用のかじ取り機	四・六%
(3) 重合タンク	三・九%
(4) たばこ工業用の機械類	四・八%
(5) その他のもの	三・八%
(二) 機械類の部分品	三・四%

(一) 機械類のうち

ドロマイト投射機、自動コイル巻機、密閉式連続マーガリン製造機、ペレット飼料製造機及びニューマチックマシン
船舶用のかじ取り機
重合タンク
たばこ工業用の機械類
油脂工業用、木材用、金属用又は金属炭化物用の機械類並びに公共事業、建築その他これらに類する用途に使用する機械類並びにゴム工業用又はプラスチック工業用の機械類

三・四%
四・六%
三・九%
四・八%
三・八%

に改める。

別表第一(B)第八四・六一号を次のように改める。

八四・六一 コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。)のうち
車両用の弁

一・六%

別表第一(B)第八四・六三号中

自動車用の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレーンペアリング、はずみ車、プーリー及びプリーブロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することが出来るものに限る。)並びにこれらの部分品以外のもの

三・四%

自動車用以外のクランク軸、はずみ車、プーリー及びプリーブロック並びにこれらの部分品並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、

に改める。

〇〇〇回以上回転することが出来るものを除く。)及び逆転機

三・四%

別表第一(B)第八五・〇四号中

鉛蓄電池(公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのものに限る。)以外のもの

四・六%

部分品

四・六%に改める。

別表第一(B)第八五・一一号中

電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品

三・四%を削る。

別表第一(B)第八五・一五号を次のように改める。

八五・一五

無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器(録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。)並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器

三 レーダーのうち

船舶用のもの

四・八%

航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。)

五・二%

四 その他の機器のうち

航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。)以外のもののうち
テレビジョンカメラ、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

四・一%

別表第一(B)第八五・一七号及び第八五・一八号を削る。

別表第一(B)第八五・一九号中

二 その他のもの

二・九%を

二 その他のもののうち

電磁開閉器及びマイクロスイッチ

二・九%に改める。

別表第一(B)第八五・二〇号中

一 ファイルメント電球

三・四%を

一 ファイルメント電球のうち

赤外線電球

三・四%に改める。

別表第一(B)第八五・二一号中

陰極線管以外のもの

三・四%を

受信管

三・四%に、

光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品以外のもの

三・四%を

光電池及び部分品以外のもの

三・四％に改める。

別表第一(B)第五・二二号を次のように改める。

八五・二二 電気機器(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)のうち

粒子加速器及びその部分品

二・九％

別表第一(B)第八七・〇一号中

二 その他のもの

三・四％を削る。

別表第一(B)第九〇・〇七号中

(一) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの

四・六％を

(二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの

に改める。

別表第一(B)第九〇・〇九号中

二 その他のもの

二・八％を削る。

別表第一(B)第九〇・一〇号中

一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品
二 その他のもの
(1) 感光式複写機又は感熱式複写機の部分品及び附属品
(2) その他のもの

三・二％
二・二％
三・二％を

一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品のうち
現像、焼付けその他の処理に用いる機器以外のもの
二 その他のもの

三・二％
に改める。

感光式複写機又は感熱式複写機の部分品及び附属品並びに複写機(密着式の感光複写機を除く。)以外のもの

三・二％

別表第一(B)第九〇・一三号中

レーザー並びにその部分品及び附属品

四・六％を

レーザー(理化学用のものに限る。)並びにその部分品及び附属品

四・六％に改める。

九〇・一四

土地測量機器(写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、羅針盤及び測距儀のうち
羅針盤並びにその部分品及び附属品並びに高度計

三・四％

その他のもの(気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器(理化学用のものに限る。)並びにこれらの部分品及び附属品を除く。)

三・八％

別表第一(B)第九〇・一七号から第九〇・一九号までを次のように改める。

九〇・一七 医療用又は獣医用の機器(電気式のものを含む。)

医療用のもの

電気機器並びにその部分品及び附属品(単に電動機で動作するものを除く。)のうち

三・九％

外科用のもの

歯科用のもの

三・六％

その他のもの(超音波診断装置を除く。)

四・六％

その他のもの(うち
外科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品

四・六％
三・九％

獣医用のもの

機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器(ガスマスクその他これに類するマスクを含む。)のうち

三・九％

九〇・一八

人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器以外のもの
整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。)、及びそれとその他の骨折治療具のうち
補聴器並びにその部分品及び附属品並びに義歯

三・二％
三・九％

別表第一(B)第九〇・二〇号中

一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品

四・六％を

二 その他のもの
(1) 医療用のもの
(2) その他のもの

四・六％
三・四％

二 その他のもの(うち
医療用のもの(うち
エックス線コンピュータ断層撮影装置以外のもの

四・六％
に改める。

別表第一(B)第九〇・二四号中

圧力計以外のもの

三・九％を

圧力計並びに液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度自動調整機器以外のもの

三・九％に改める。

別表第一(B)第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二八 電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。)

- 一 この類の注5(a)に定めるもののうち
電圧計、電流計及び周波数測定器
三・九%
- 四 この類の注5(b)に定めるもののうち
温度、液面又は流量の自動調整機器及び電子式の電圧自動調整機器(自動車用のものを除く。)
三・九%

別表第一(B)第九二・一二号を削る。

別表第一(B)第九七・〇四号中

- 三 その他のもの
(1) ボウリングボール
四・六%
(2) その他のもの
二・九%
を

三 その他のもののうち
ボウリングボール

四・六%
に改める。

別表第一(B)第九七・〇六号を次のように改める。

九七・〇六 運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く。)

- 三 その他のもののうち
ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品、テニスラケット(ガットを張つてあるかどうかを問わない。並びに金属製バット以外のもの)
三・八%
- (ハ) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの
六%
を削る。

別表第一(B)第九八・〇三号中

別表第一の二第六四・〇二号中

キャンパスシューズ(甲の一部に革を用いたものでスボーツ用以外のものを除く。)
二一・六%
に改める。

別表第一の三第三号を削り、同表第四号中「並びに同号の三に掲げる物品のうち表示放電管、受信用真空管(ST管を除く。用又は表示放電管用の電極を組み立てたものに限る。及びテレビジョン受像機の陰極線管用の電子銃)」を削り、同号を同表第三号とし、同表第五号を同表第四号とする。

別表第二第二二・〇五号中「二六〇円」を「二〇八円」に、「三〇円」を「二四円」に改める。
別表第四第五五・〇九号を次のように改める。

五五・〇九

その他の綿織物

- 一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻又はラミーのもの
ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。以下この号において同じ。以外のもの)
二 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの
ろうけつ染めしたもの以外のもの
三 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの(二に掲げるものを除く。のうち)
ろうけつ染めしたもの以外のもの
四 その他のもの
ろうけつ染めしたもの以外のもの

附則

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二一〇号)(第二二一号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)

第二二〇号 昭和六十一年二月十二日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 広島県三次市十日町一、六六三
ノ二 若木弘志 外三千五百五名
紹介議員 浜本 万三君

今日、政府の世論調査によつても税金に対する要求が第一位を占めているように、重税に反対する国民の声が広がっている。憲法第二十五条は、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。となつてゐるにもかかわらず、現行の所得税制では課税最低限が年所得百三十二万円(四人世帯)で、劣悪といわれる生活保護基準の六十五パーセントにも満たない低い水準に抑えられてゐる。現在の課税最低限を改め、所得税を三百万円(四人世帯)まで引き上げ、生活費に課税しないようにすることが国民の切実な要求である。また、中小業者や農民など個人事業主と家族専従者の働き分である自家労賃が認められていないで、例外である青色申告の場合でも、税制上の恩典として事業主報酬や専従者給与が認められてゐるのみで、青色申告が否認されると認められないという不当な扱いとなつてゐる。一方、大企業は法人税法による各種引当金や準備金、外国税額控除など特権的減免税のため、七大大商社の昭和五十六年から昭和五十九年までの法人税の納付は零となるなど大企業優遇税制の恩恵をうけてゐる。三兆円を超える世界第七位となつてゐる軍事費を削り、四兆円を超える大企業優遇税制、大資産家優遇の不正税制を是正し、国民本位の税制の確立をすすめるべきである。我が国の税務行政は、憲法の主権在民に基づく制度として、申告納税制度

を法制化し、これが定着しているが、近年、この申告納税制度を否定する税務行政が行われている。ついで、国民本位の税制改革とあわせ、納税者の権利を守る民主的な税務行政を確立するため、次の事項について実現を図られた。

一、政府の統計でも四人世帯で生活費は年三百九十万円になつており、劣悪といわれている生活保護基準を下回っている現行の所得税の課税最低限を年所得三百万円(四人世帯)まで引き上げること。

二、憲法に定める個人の尊厳を侵し、自営業者とその家族専従者の自家消費を認めない税制を改め、各人の働き分を給与として認めること。

三、記帳・記録保存・収支内訳書添付制度などについて、法律の趣旨と国会の附帯決議に反した指導行政の名による押付けをしないこと。また、白色、青色、中小法人を問わずすべての納税者の自主計算、自主記帳を尊重し、業種別指導の名による推計課税の押付けをしないこと。申告納税制度を守り、民主的な税務行政を確立すること。

四 国会の決議に反し、物価を引き上げ、中小業者の税金と実務の負担を大きくし、低所得者ほど負担を重くして、税の不正を助長する大衆課税である大型間接税の導入はしないこと。

五、軍費費を削り、大企業や大資産家優遇の税制を是正するなど、軍拡と大資本本位の税・財政の仕組みをかえ、財政再建と国民の暮らしと営業を守る財源をつくりだすこと。

第二一〇号 昭和六十一年二月十二日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 岡山県玉野市和田三ノ二ノ七 三

枝利泰 外五百五十五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二四号 昭和六十一年二月十三日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 東京都目黒区東が丘一ノ一〇ノ六
齊藤進 外四百八十五名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二五号 昭和六十一年二月十三日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 長野市北堀八八ノ一 小林輝夫
外六百十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二六号 昭和六十一年二月十三日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 新潟県新発田市富塚町一ノ八ノ一
六 齊藤富夫 外五百九十三名

紹介議員 稻村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二四〇号)(第二四六号)(第二五一号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六九号)(第二七〇号)

第二四〇号 昭和六十一年二月十四日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市真土一、六三〇
阿久津幸男 外八百三十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四六号 昭和六十一年二月十五日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 長野市狐池一、二九六 高木義隆

外百二十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二五一号 昭和六十一年二月十五日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区浜中町二ノ五ノ九
立花喜代一 外五百六十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二五四号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市大瀬一六九ノ六 三
輪実 外八百十三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二五五号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市大瀬二〇二ノ三 野
口一夫 外八百十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二五六号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大間野町四ノ四一
福島三三 外八百十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二五七号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市浮塚八五二ノ七 風
関邦夫 外八百十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二五八号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 東京都足立区平野三ノ一八ノ三ノ
二〇二 大山とも子 外八百十一
名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二五九号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市新町一九七ノ三 今
田勝市 外八百十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二六〇号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市浮塚四七六ノ二 井
手ゆきこ 外八百十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二六一号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市浮塚四八八 出沢久
三 外八百十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二六二号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市浮塚八五三の七 藤
本直矢子 外八百十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二六三号 昭和六十一年二月十七日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石三ノ一二ノ五二

四 日高正 外八百十一名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二六四号 昭和六十一年二月十七日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市古新田一、〇七一ノ

二八 小林忠行 外八百十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二六五号 昭和六十一年二月十七日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市古新田一、〇四八ノ

一四 鈴木正昭 外八百十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二六六号 昭和六十一年二月十七日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市古新田一、〇四八ノ

一六 深沢昭二 外八百十一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二九三号 昭和六十一年二月十八日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 岡山県玉野市奥玉二ノ八ノ一四

奥村幸男 外百五十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二九九号 昭和六十一年二月二十日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀六ノ一五ノ三

八 小林貴治 外百二十六名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇四号 昭和六十一年二月二十日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 大阪府住吉区我孫子四ノ一二ノ二

二 谷阪保 外五百一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

三月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

(国民年金特別会計法の一部改正)

第一条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「会計は」の下に、「基礎年金勘定」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(基礎年金勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、法附則第二条の二において読み替えて適用する法第五條第六項に規定する年金保険者たる共済組合(以下「年金保険者」といふ)からの拠入金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組合への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年法律第三十四号」といふ。附則第三十四

条第二項において読み替えて適用する法第八十五條第一項第一号に規定する保険料・拠出金算定対象額から当該額に厚生年金保険の管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合に係る法第九十四條の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額

二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第二項において読み替えて適用する法第八十五條第一項第二号に掲げる額

三 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第三項において読み替えて適用する法第八十五條第一項第三号に掲げる額

四 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た数に同号ハに掲げる額を乗じて得た数に同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。)

第四條第一項中「業務勘定」を、「基礎年金勘定及び業務勘定」に、「法第八十五條第一項」を「昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五條第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項(第九号を除く。)」に、「収入及び」を「収入並びに」に、「福祉年金給付費」を「基礎年金給付費及び福祉年金給付費」に改め、「還付金」の下に、「基礎年金勘定への繰入金」を加え、同条第二項中「前項を」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する基礎年金勘定からの受入金は、昭和六十年法律第三十四号附則第三十五條第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する額を、国民年金勘定における経費の財源として、基礎年金勘定から繰り入れるものとする。

第五條中「法第八十五條第二項」を「昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項第九号」に改める。

第六條中「第八十五條第三項」を「第八十五條第二項」に改め、「第四條第二項の規定による」を削る。

第七條第二項中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「前年度」を「前々年度」に改める。

第八條中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に改める。

第九條の次に次の四條を加える。

(借入金)

第九條の二 基礎年金勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定により借入金をすることができ、その金額は、その借入れをする年度における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合からの拠入金をもつて当該年度の基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合への交付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金等)

第九條の三 基礎年金勘定において、支払上現金に不足があるときは、同勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができ、

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならぬ。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

六号。以下この号において「繰入特例法」という。第四条第一項の規定により繰り入れた金額を除く。）

昭和七十三年度以降において前条第一項の規定による繰入れがされた年	附則第三十四條第二項及び第三項において読み替へて適用する法第八十五條第一項並びに昭和六十四年法律第三十四條第九号附則第三十四條第一項(第九号を除く)又は昭和六十四年法律第三十四條第一項第九号の規定による国庫負担金	三項において読み替へて適用する場合を含む)の規定により一般会計から受け入れるべき金額
一般會計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額	勘定に繰り入れた金額(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第四十六号)第四條第一項の規定により繰り入れた金額を除く)	

第五條第二項中「第十六條第一項の」を「第十六條第二項第一号の」に、「第十六條第一項第一号」を「第十六條第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(国民年金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 国民年金特別会計の国民年金勘定の昭和六十年度の出納の完結の際同勘定に所属する積立金のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第三十八條の二第一項に規定する政令で定めるところにより算定した部分に相当する金額は、同会計の基礎年金勘定の積立金として積み立てられたものとす。

2 第一條の規定による改正後の国民年金特別会計法(以下「国民年金特別会計法」という。)第十二條第二項及び第三項並びに第十四條の規定は、前項の規定による積立金について準用する。

3 新国民年金特別会計法第三條の二第一項の規定にかかわらず、前項の規定により準用する新

国民年金特別会計法第十二條第三項の規定による国民年金特別会計の基礎年金勘定の積立金からの繰入金及び前項の規定により準用する新国民年金特別会計法第十四條の規定により預託した場合に生ずる利子収入は、同勘定の歳入とする。

4 新国民年金特別会計法第七條第二項又は第九條第二項の規定により国民年金特別会計の歳入歳出予算計算書又は予算に添付すべき前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書であつて、基礎年金勘定に係るものは、昭和六十一年度(前々年度の貸借対照表及び損益計算書については、昭和六十二年度を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添付を要しないものとする。

(船員保険の厚生年金保険への統合に伴う経過措置)

第三條 船員保険特別会計に所属する積立金の額のうち昭和六十年法律第三十四号附則第八十八條に規定する政令で定めるところにより算出した額に相当する金額は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計法第八條第一項の規定により厚生保険特別会計の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(船員保険特別会計における児童手当に係る拠出金に関する経理の廃止に伴う経過措置)

第四條 昭和六十年度以前の年度分の昭和六十年法律第三十四号附則第三十條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條第一項第二号に規定する船舶所有者からの拠出金に関する経理については、なお従前の例による。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五條 国民年金特別会計の国民年金勘定又は福祉年金勘定において、昭和六十年度以前の各年度に一般会計から受け入れた金額が当該各年度における第四條の規定による改正前の国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(以下「旧繰入特例法」という。)第三條第三項において読み替へて適用する旧繰入特例法第二條の規定により一般会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合に、旧繰入特例法第五條第一項において読み替へて適用する第一條の規定による改正前の国民年金特別会計法第十六條第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年度以降において、新国民年金特別会計法第十六條第二項第一号において準用する同法第一項の規定の例により、これらの勘定が第四條の規定による改正後の国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律第三條第三項において読み替へて適用する同法第二條の規定により一般会計から受け入れる金額から減額し、若しくはこれらの勘定から一般会計に返還し、又は一般会計からこれらの勘定へ補てんするものとする。

昭和六十一年三月十五日印刷

昭和六十一年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局